

**いなべ市こども計画
(案)**

**令和 7 年 12 月 26 日時点
いなべ市**

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 こどもまんなか社会の実現に関する制度の概要	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象	5
第2章 市の状況	5
1 各種統計の状況	6
2 各種アンケート調査等の状況	14
3 今後のこども政策における課題	20
第3章 計画の基本理念	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 施策体系	26
第4章 施策の展開	27
基本目標1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり	27
基本目標2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	30
基本目標3 健やかなこどもの育ちと学びを支援する環境づくり	35
基本目標4 若者とともに歩む環境づくり	39
基本目標5 自然とふれあう多様なこどもの居場所づくり	41
基本目標6 こどもを守り育てる環境づくり	43
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容	48
1 子ども・子育て支援事業等について	48
2 子ども・子育て支援給付について	51
3 地域子ども・子育て支援事業について	57
4 母子保健計画の目標	72
資料編	73

第 1 章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

現在のわが国では人口減少が急速に進んでおり、少子化の抑制・解消が地方自治体における喫緊の課題となっています。また、こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化し、こどもの貧困等の新たな課題が明らかになっています。こうした中、次の時代を担うこどもが安心して育つことができる環境、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、社会全体でこどもや子育て家庭を支援していくことが求められています。

国では令和5年度から「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定等により、常にこどもの目線で国や社会がどうすればよいかを考え支えることで、すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して施策を進めていくことが示されました。

いなべ市に住むこどもの未来のために



いなべ市（以下、「本市」という。）では、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう、地域社会全体で子育て支援の環境づくりを進めてきました。

このたび、新しい時代の流れや国の施策に対応するため、「こどもの貧困対策推進計画」や「こども・若者計画」等を内包した、「こどもまんなか社会」を実現するための本市における方針である「いなべ市こども計画」（以下、「本計画」という。）を、計画の当事者であるこどもや若者の意見も踏まえながら策定しました。

「こども」と「子ども」の表記について

本計画では、根拠法である「こども基本法」にのっとり、原則として「こども」表記を用います。ただし、「子ども・子育て支援法」「子ども・若者育成支援推進法」等、法律等の規定や事業等の固有名詞として漢字が使用されている場合、その規定に基づき表記します。

2 こどもまんなか社会の実現に関する制度の概要

(1) こども基本法

令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定めています。

【基本理念】

- 1 すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われることで、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

(2) こども大綱

こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本の方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こどもまんなか社会について

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会**」。

(3) こどもの居場所づくりに関する指針

「地域のつながりの希薄化」や「不登校等、複雑かつ複合化したこどもを取り巻く環境の厳しさ」、「価値観の多様化」等、こどもたちを取り巻く環境・課題が日々変化している中で、こどもたちにとっても「自分の居場所」があることは幸せな状態（ウェルビーイング）で成長するために必要な要素となっています。

各地域における「居場所づくり」に関する取り組みをさらに推進していくため、こどもの権利を基盤とした居場所づくりについて国の考え方が示されています。

【理念】

- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する

【こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点】

- | | | | |
|------|----------------------|--------|-------------------|
| ・ふやす | ～多様なこどもの居場所がつくれる～ | ・つなぐ | ～こどもが居場所につながる～ |
| ・みがく | ～こどもにとって、より良い居場所となる～ | ・ふりかえる | ～こどもの居場所づくりを検証する～ |

【各視点に共通する事項】

- ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ② こどもの権利の擁護
- ③ 官民の連携・協働

(4) こどもの権利

「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」はこどもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている、権利の主体」であるという考え方を国際的に保障するために定められた条約です。こどもを権利の主体ととらえ、大人と同様にひとりの人間として持つ様々な権利を認めると同時に、成長過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

【基本理念】

- 1 すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況等どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
- 2 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- 3 すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。
- 4 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

【子どもの権利条約の4つの原則】

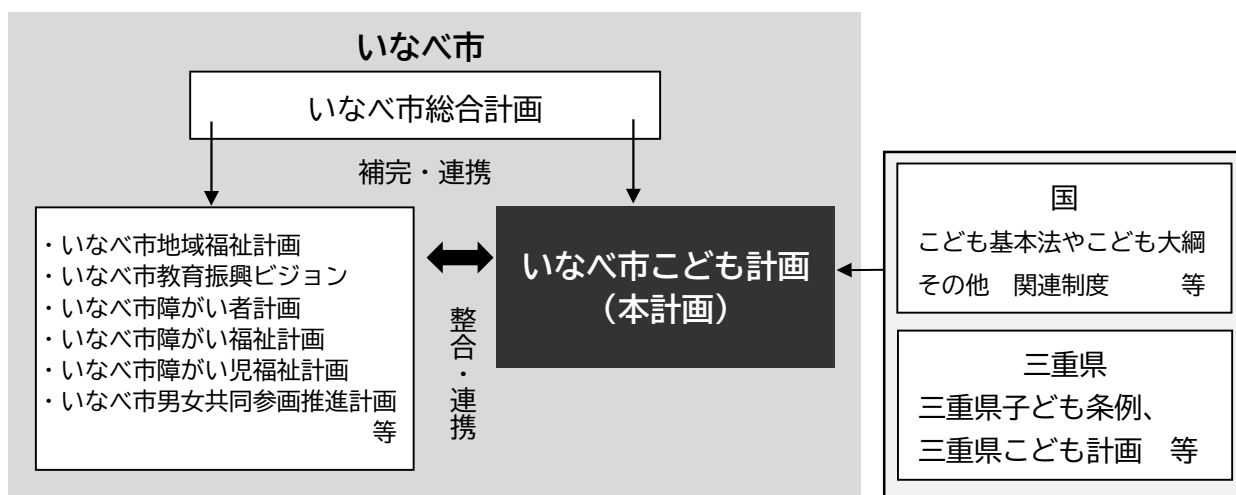
- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| ●差別の禁止（差別のないこと） | ●子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと） |
| ●生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること） | |
| ●子どもの意見の尊重（意見を表明し考慮されること） | （日本ユニセフ協会ホームページをもとに作成） |

3 計画の位置づけ

本計画は、こども・若者・子育て支援についての総合的な計画として策定するものであり、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置づけます。

また、本市のまちづくり全般の方向性を定めた最上位計画である「いなべ市総合計画」やその他関連する計画と整合性を図り、策定しています。

▼計画の位置づけ



本計画（いなべ市こども計画）が包含する内容

子ども・子育て支援事業計画（根拠法：子ども・子育て支援法）

教育・保育サービスのニーズ予測に基づく、将来のサービス提供体制確保の方策を定める計画

次世代育成支援行動計画（根拠法：次世代育成支援対策推進法）

子育て支援や仕事と家庭の両立等、安心して子育てができる環境整備に向けた取り組みを定める計画

成育医療等基本方針に基づく母子保健等に関する計画（根拠法：成育基本法）

出生から、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程や、その保護者、妊産婦に対して、必要な支援を切れ目なく提供する体制を確保するための計画

こどもの貧困対策推進計画（根拠法：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）

家庭の状況によらず、すべてのこどもが平等に進学・発育できるよう、多分野が連携してこどもの未来を保証する計画

子ども・若者計画（根拠法：子ども・若者育成支援推進法）

すべてのこどもや若者の健やかな成長と自立を目指し、こども・若者育成支援施策を総合的・体系的に推進することを目的とした計画

4 計画の期間

本計画の基本となる国の「こども大綱」の見直し時期を踏まえ、本計画の期間は、令和8年度から令和11年度の4年間とします。

▼計画期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期いなべ市子ども・子育て支援事業計画					第3期	いなべ市子ども・子育て支援事業計画			
					再編・包含	↓			
						いなべ市こども計画			

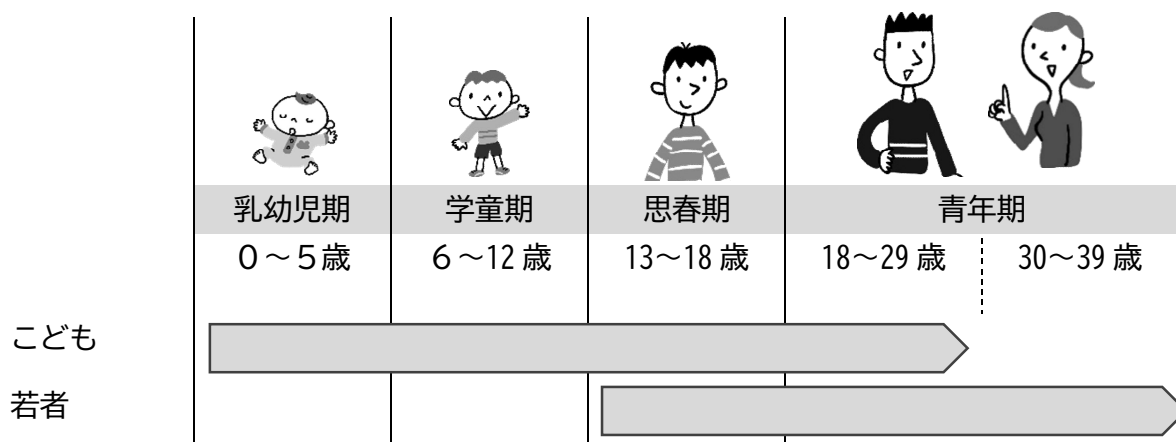
5 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育て当事者及び子育て支援に関わる人を対象としています。

こども基本法第2条では、特定の年齢で必要なサポートが途切れないように、『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されています。また、こども大綱では、こどもの心身の発達の過程を以下のライフステージで区分しています。

これらを踏まえ、本計画における「こども」の範囲はおおむね30歳未満の者とし、「若者」は思春期及び青年期の者を含む40歳未満までの者とします。

▼本計画における「こども・若者」の定義



第 2 章 市の状況



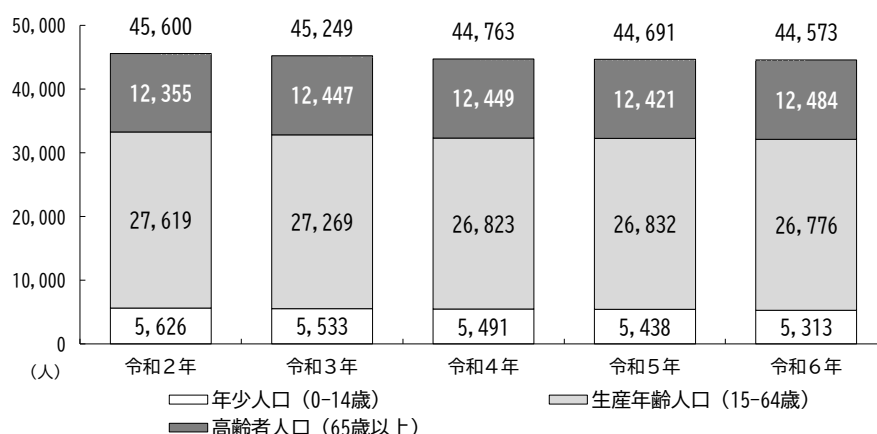
1 各種統計の状況

(1) 人口、世帯等の状況

①総人口・年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、令和2年の45,600人から令和6年の44,573人へ、緩やかな減少で推移しており、年齢3区分人口でみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向、一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移しています。

▼総人口と年齢3区分人口の推移

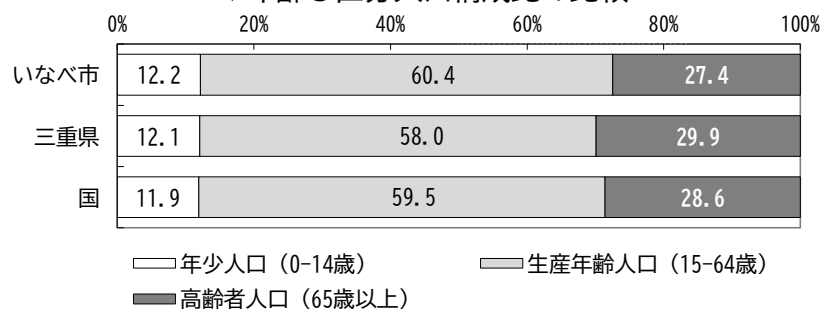


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②年齢3区分別人口の比較

令和2年国勢調査の年齢3区分人口構成比を国、県と比較すると、本市の年少人口割合は12.2%と国、県とほぼ同率となっています。

▼年齢3区分人口構成比の比較

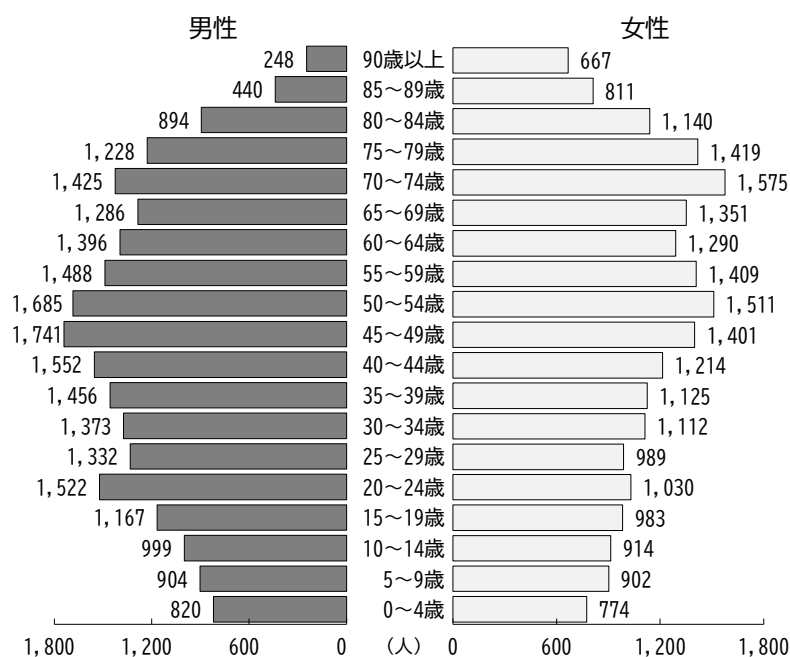


資料：令和2年国勢調査

③人口ピラミッドでみる人口構造

本市の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドでみると（令和6年4月1日現在）、男性では45～49歳（1,741人）、女性では70～74歳（1,575人）の層が多くなっています。また、20代から40代の女性が男性に比べて少ない特徴がみられます。

▼人口ピラミッドでみる人口構造

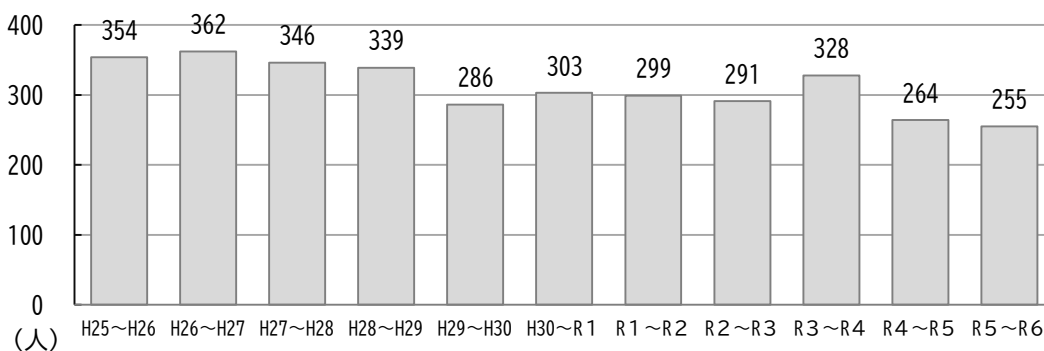


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

④出生数の推移

本市の出生数の直近の推移をみると、おおむね300人前後で推移していますが、暦年でみると緩やかな減少傾向がみられます。

▼出生数の推移

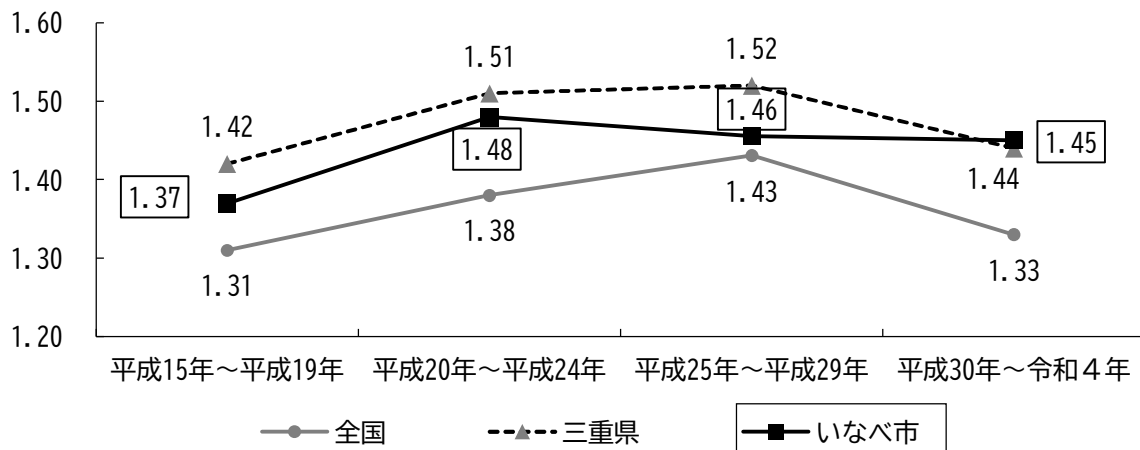


資料：三重県政策企画部統計課「月別人口調査」（各年10月1日～翌年9月30日）

⑤合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に何人のこどもを産むかの平均）の推移をみると、国を上回って推移しており、平成30年～令和4年では県と同水準程度の1.45となっています。

▼合計特殊出生率の推移

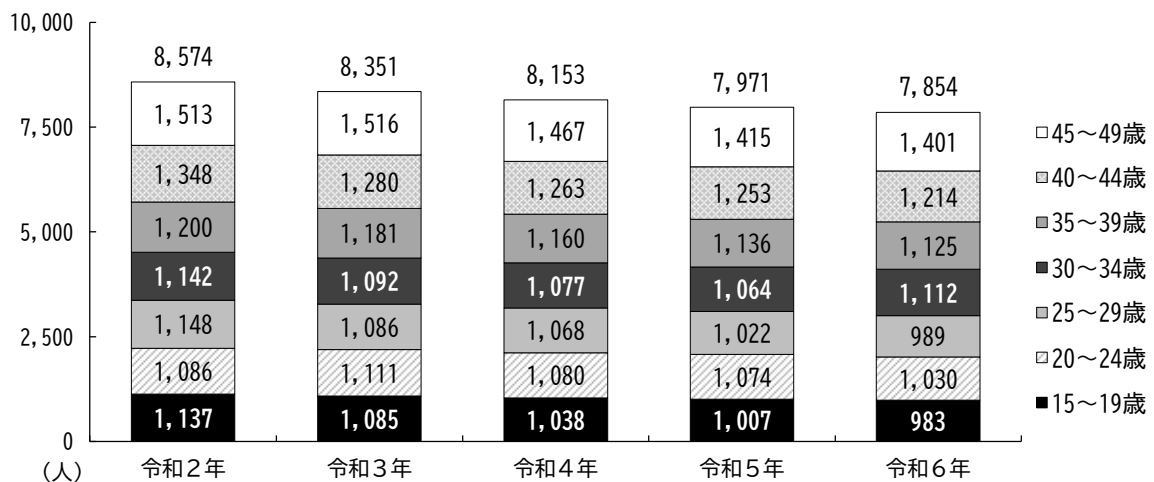


資料：人口動態保健所・市町村別統計

⑥女性人口の推移

合計特殊出生率の対象となる15～49歳の女性人口の直近の推移をみると、令和2年の8,574人から令和6年の7,854人へ減少傾向で推移しています。

▼女性人口（15～49歳）の推移

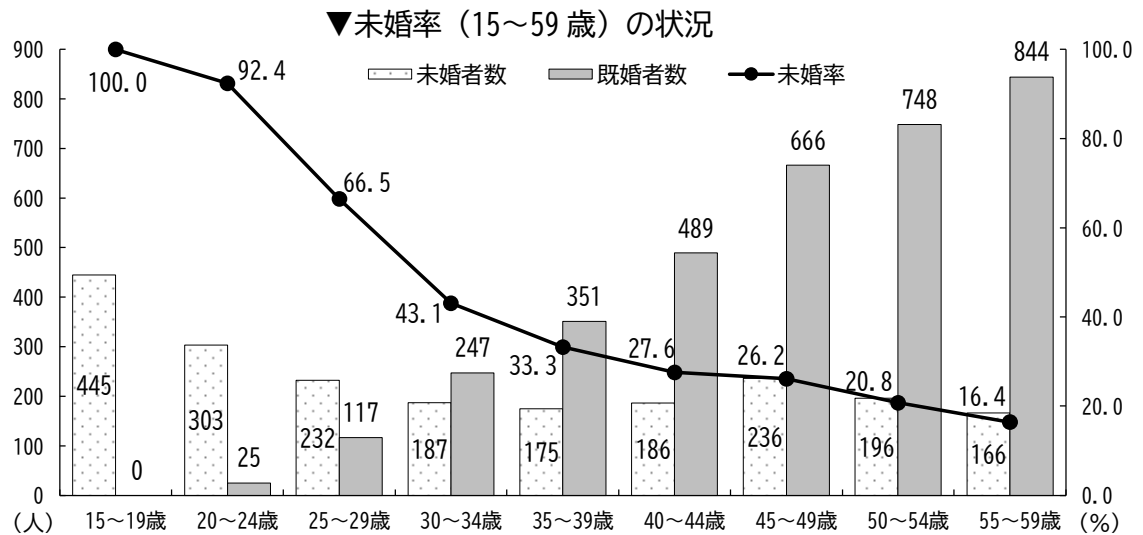


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑦未婚率の状況

年齢別の未婚者・既婚者数をみると、令和2年では20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。

未婚率についても、20代後半では未婚者が66.5%を占めますが、30代前半では43.1%、30代後半では33.3%に減少しています。

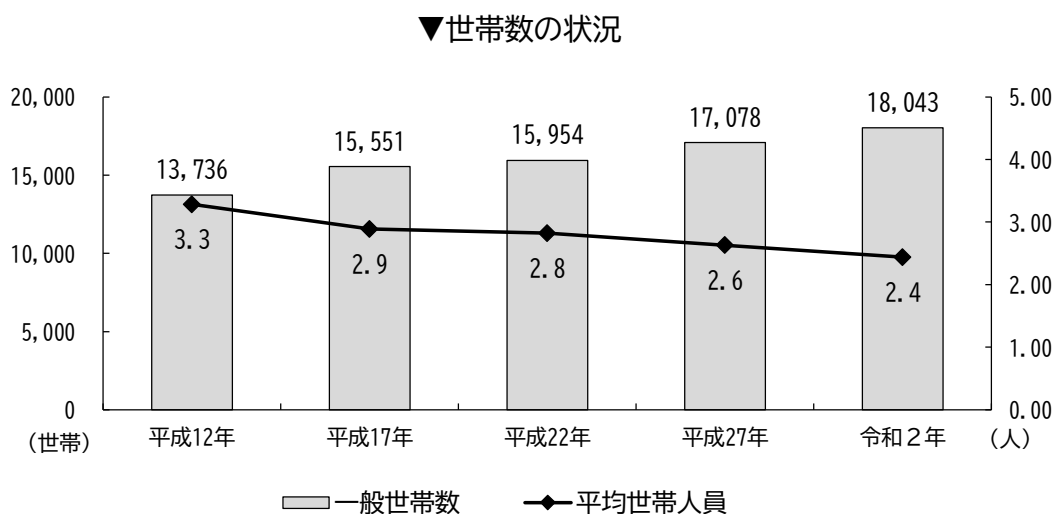


資料：令和2年国勢調査

(2) 世帯の状況

①世帯数の状況

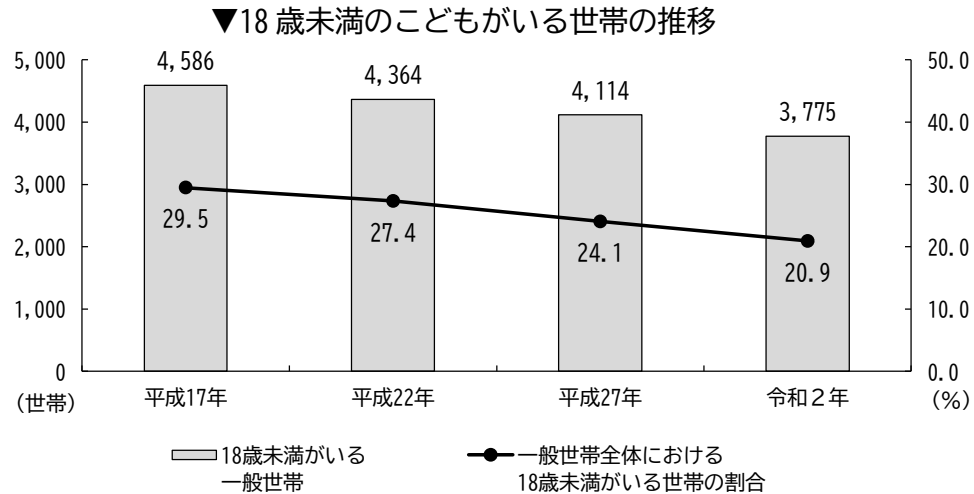
本市の世帯数をみると、平成12年の13,736世帯から増加傾向で推移し、令和2年は18,043世帯となっています。平均世帯人員は平成12年では1世帯あたり3.3人でしたが、令和2年には1世帯あたり2.4人となっています。



資料：国勢調査

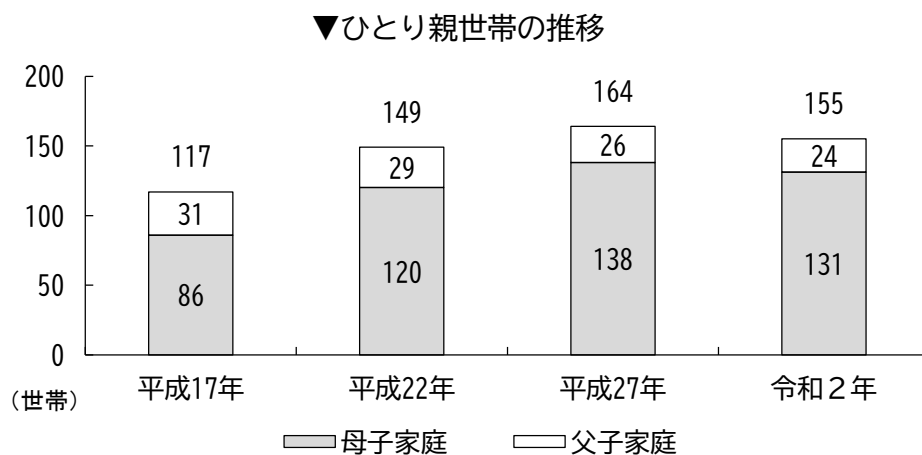
②こどもがいる世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯は、平成17年の4,586世帯から減少傾向で推移し、令和2年には3,775世帯となっています。また、一般世帯全体における「18歳未満がいる世帯」の割合は、平成17年の29.5%から令和2年には20.9%に減少しています。



③ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、平成27年まで増加傾向にありましたが、令和2年には若干減少して155世帯となっており、うち母子家庭が131世帯、父子家庭が24世帯となっています。

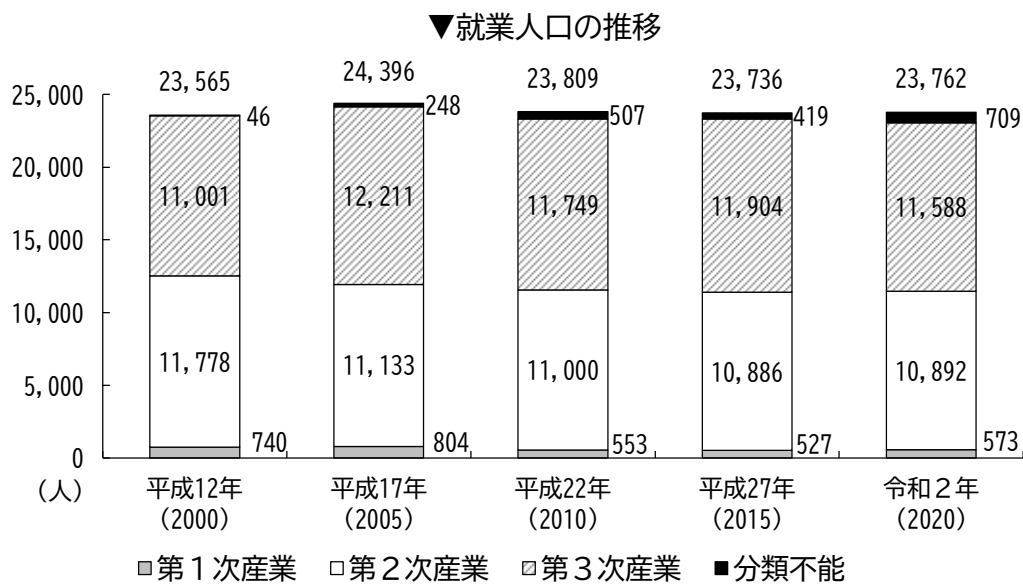


(3) 就労の状況

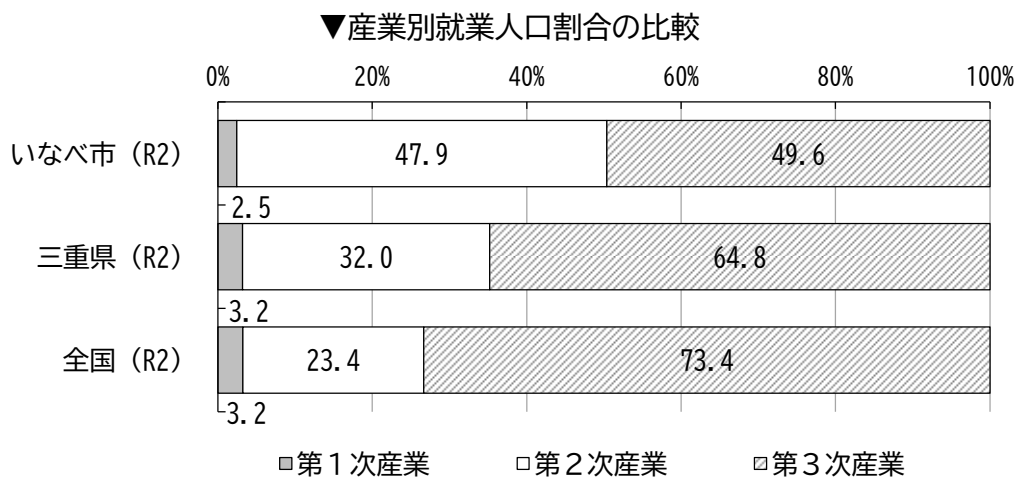
①就業人口の状況

就業人口の推移をみると、平成12年の23,565人から増減しながら推移し、令和2年には23,762人となっています。

また、産業3区分別の就業人口割合をみると、令和2年には第1次産業が2.5%、第2次産業が47.9%、第3次産業が49.6%となっており、国、県と比較すると第2次産業が大きく上回り、県内29市町村の中で最も高くなっています（第2位の伊賀市は40.4%）。



資料：国勢調査

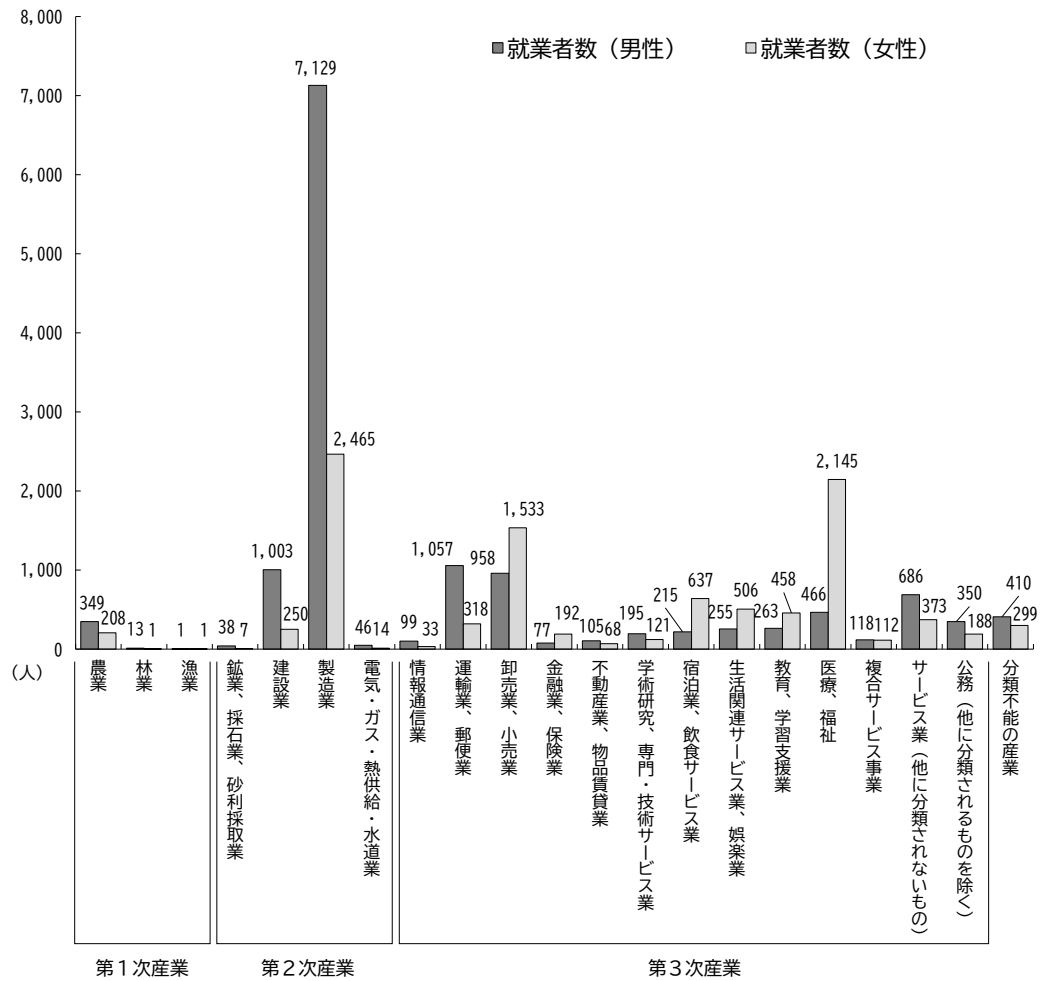


資料：令和2年国勢調査（割合は不詳補完結果）

②産業別・男女別の就業状況

本市の産業別の就業者数をみると（令和２年国勢調査）、男性は「製造業」、「運輸業、郵便業」、「建設業」の従事者が多く、女性は「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」の従事者が多くなっています。

▼産業別・男女別の就業状況

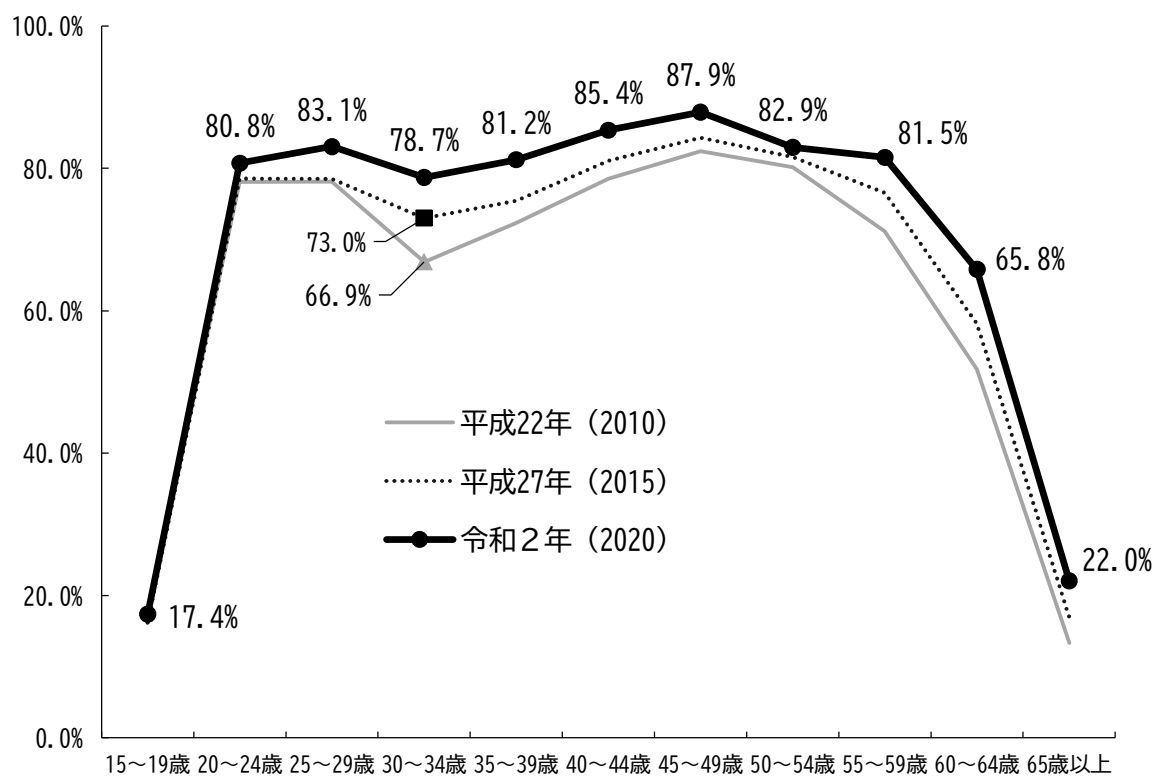


資料：令和２年国勢調査

③女性の労働力率

30～34歳の女性の労働力率の推移をみると、平成22年の66.9%から、平成27年では73.0%、令和2年では78.7%と上昇し、「M字カーブ傾向」が緩和されています。

▼女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

2 各種アンケート調査等の状況

(1) 乳幼児期・学童期のこどもの保護者を対象とした調査よりみる課題

令和6年2月に実施した、子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の結果より、本計画の策定に関わる課題について整理します。

①子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

- 父母ともに子育てを行っている割合は増加し、子育ては父母で行うといった意識は高まっていますが、共働き世帯や核家族世帯の増加により、保育ニーズは引き続き高い割合で推移することが考えられます。
- 仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを進めるため、こどもが病気で保育施設等を利用できなかった際に、病児・病後児保育やその他の制度を利用しやすくなるような工夫や周知が必要です。

②こどもの居場所について

- 小学生児童の放課後や長期休暇中の居場所として、安全・安心に過ごし、多様な体験等ができる場を希望する声が高まっています。
- 放課後児童クラブの利用時間について、時間の延長や長期休暇中の利用ニーズの割合が増加しています。こどもの居場所や遊び場として全天候型の屋内施設を希望する割合も増加しており、検討が必要です。

③支援が必要な子どもや子育て世帯への対応について

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、特に不安定になりやすい出産後の母親をケアする場所の確保が必要です。
- 子育て支援のサービスや制度を必要とする人が増加しているため、母子保健事業や子育て支援サービスに関する情報発信の充実を図ることが必要です。
- 地域とのつながりの希薄化等により、子育てについて相談する相手がいないという回答がみられます。子育て世帯の負担感や不安感、孤立感の解消を図るため、気軽に相談ができる体制の充実が必要です。
- 児童虐待防止対策やこどもの貧困対策等、支援が必要な子どもや家庭に対し、引き続き必要な取り組みや対応を推進していくことが必要です。

(2) こども・若者を対象とした調査よりみる課題

本計画の策定にあたって実施した、中学2年生、高校3年生、18～39歳を対象としたアンケート調査の結果より、こども政策の推進に関わる課題について整理します。

①こどもの主体性を尊重した関わりの浸透について

- 自尊心が低くなるにつれ、将来に不安を感じやすく、将来についてのビジョンを描きにくくなる傾向がみられます。こどもが希望を持って日々を過ごすことができるよう、家庭、学校、地域等で、自分と向き合い、自分を大切に思う気持ちを育むことが必要です。
- 自分の意見を発表するのは楽しい、新しいことにチャレンジするのが好き、頑張ればいいことがある等、主体的に物事に挑戦する意欲については、自尊心が高いほど肯定的な回答傾向がみられます。
- 大人に心がけてほしいことについては、こどもの命や健康を守ることを重視する意見が多くみられます。また、自尊心の視点から分析すると、自尊心が低くなるにつれ、こどものことを理解し、意見を聞くことを求める割合が高い一方で、自分の意見を発表することに抵抗を感じる傾向がみられました。こどもが自主性を身に付けたり、自分の意見を安心して伝えられたりできるよう、支援していくことが求められます。

②若者が将来に希望を持てる教育・支援の推進について

- 中学2年生や高校3年生では、良好な友人関係の構築、悩みや不安を抱えた際の相談相手の有無等において、自尊心が高い場合に肯定的な回答傾向がみられました。一方、自尊心が低い場合、中学2年生や高校3年生では、悩みを抱えた場合に誰にも相談できずに抱え込んだり、18～39歳では、人付き合いや人間関係の構築を苦手と感じたりする傾向がみられました。
- 将来に対する考え方についても、自尊心が高いほど将来に希望を持ち、人間関係の構築や新しいこと・困難なことへのチャレンジに意欲的な回答傾向がみられました。また、結婚観にも違いがみられ、自尊心が高い場合、結婚したい、こどもが欲しいという思いが強く、家族を持つことに喜びを感じる傾向がみられました。
- こどもや若者の未来を保証するための第一歩として、こどもや若者自身が将来に対して肯定的なビジョンを描くことができるよう、その主体性を尊重しながら、自尊心を育てていくことが必要です。そのためには、保護者をはじめ、こどもや若者に関わるすべての人が、こどもの尊厳や主体性を重んじる基本理念であるこどもの権利を踏まえて行動するようになることが重要です。

(3) 高校生対象ワークショップよりみるこどもの意見

本計画の策定にあたって実施した、いなべ総合学園の高校1年生を対象としたワークショップの結果について、模造紙に記載された意見をテキストマイニングにより分析し、意見の傾向を把握します。

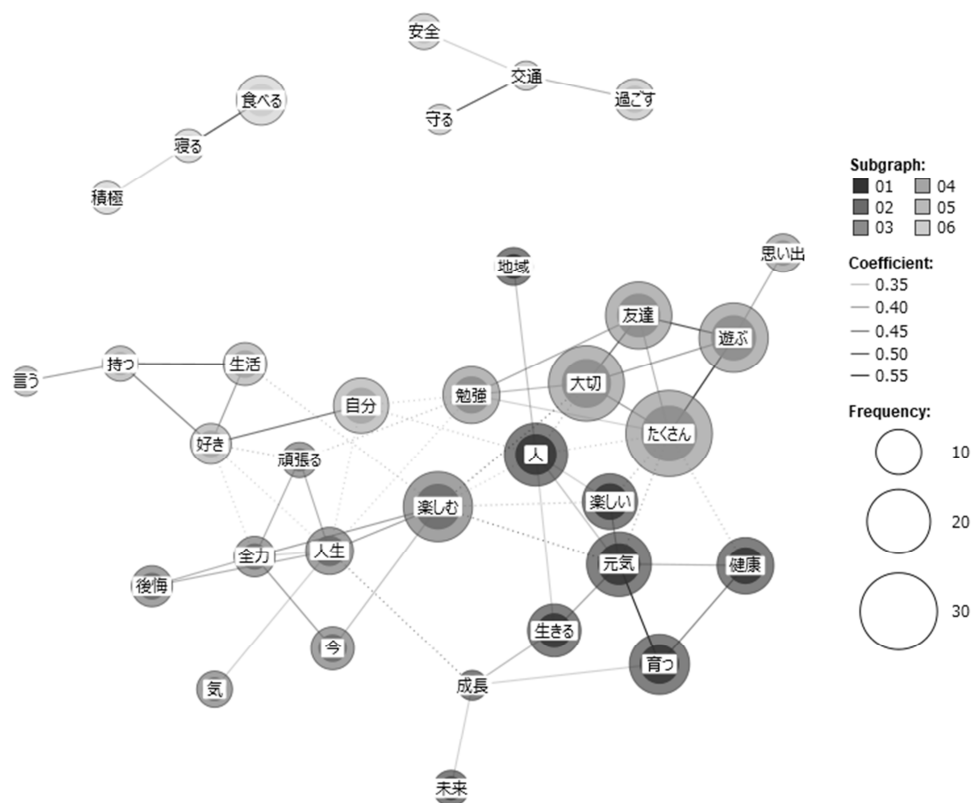
① 「いなべ市の未来の子どもたちへのメッセージ」についての意見の傾向

○「友だちとたくさん遊んだり、勉強することの大切さ」「元気で楽しく、健康に育つこと」「自分の好きなことをして生活すること」「人生を全力で楽しむこと」大きく4つのグループに意見が集まる傾向がみられました。

○「たくさん」「大切」は特に頻度の高い単語であり、中学から高校への環境の変化を経験した高校1年生の意見であることを踏まえると、勉強や友だちとの人間関係への関心がより高く、意見にも反映されていると考えられます。

○「自分」はほとんどの場合「好き」とともに使用され、自分の好きなこと、やりたいことに自信を持って取り組むことを応援する意見が多くみられました。

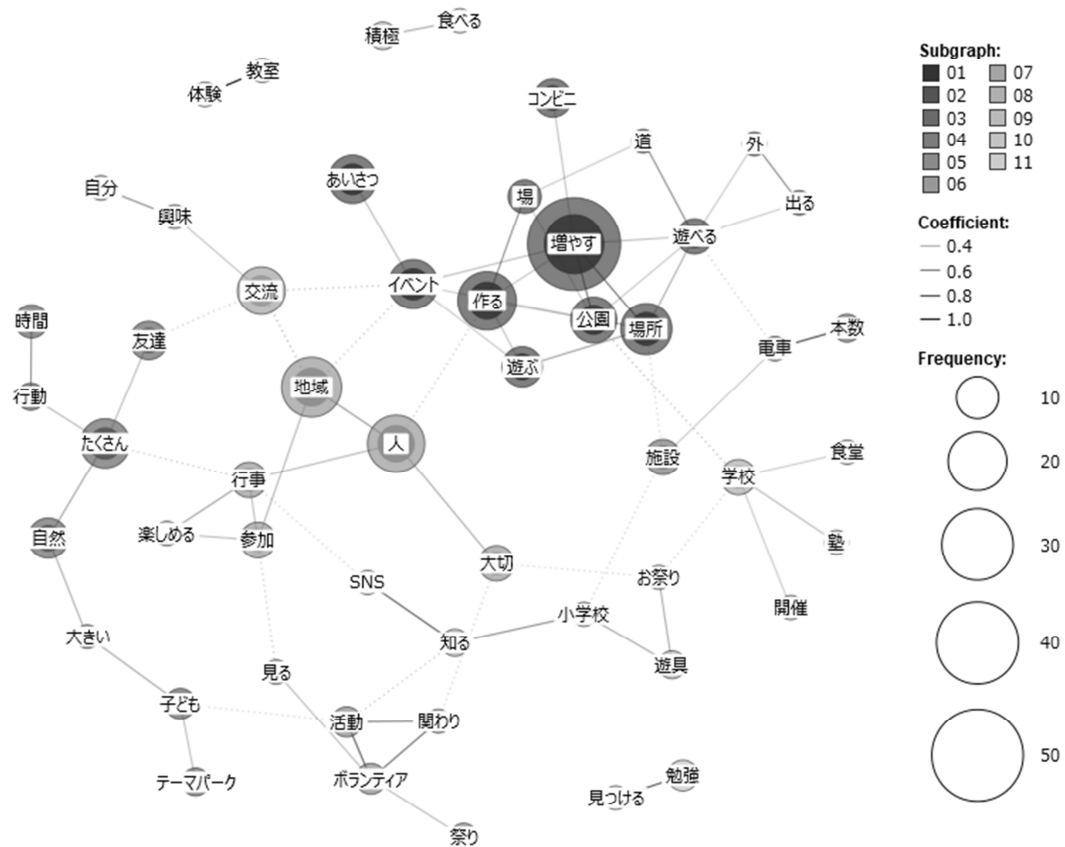
▼共起ネットワーク図



※円の大きさは単語の頻出度、実線のつながりはよく一緒に使用される単語同士の関係性を示す。

○「増やす」は特に頻度の高い単語であり、結びつく単語から、公園や遊び場、イベント等、交流の拠点やきっかけとなる場を求める傾向がみられました。

▼共起ネットワーク図



※円の大きさは単語の頻出度、実線のつながりはよく一緒に使用される単語同士の関係性を示す。

(4) 教職員・保育士、支援者調査よりみる課題

本計画の策定にあたって実施した、教職員・保育士、支援者を対象とした調査の結果より、こども政策の推進に関わる課題について整理します。

①質の高い教育・保育環境のための教職員・保育士への支援について

- 教職員・保育士の多くが、こどもの意見を聞き、尊重することについて「ある程度実践できている」と回答する一方、その実践にあたり、時間的なゆとりや人員の不足を課題ととらえる傾向がみられました。教職員としての勤務年数にかかわらず同様の傾向がみられることから、個人のスキルや経験による差ではなく、こども一人ひとりに合わせた対応の難しさや保護者の理解を得ることの困難さ等が主な要因と考えられます。
- 教職員・保育士のほとんどが、こどもの成長を感じられたときやこどもの笑顔をみたときにやりがいを感じており、こどもとの直接的な関わりがやりがいや職業的充実感の基盤となっている傾向がみられました。
- 職場環境改善の優先的な課題として、教職員・保育士ともに適正な人員配置や給与・処遇の改善を求める割合が高くなっています。
- 教職員のDXによる業務効率化について、こどもの欠席・遅刻・早退連絡やお便り・配付物の配信等のデジタル化への期待が高まっています。
- こども大綱では、教職員や保育士等がこどもの権利を理解し、こどもの声を傾聴するゆとりを持てる環境をつくること、教職員・保育士等自身が喜びや幸せ、充実を感じられる環境をつくる必要とされています。教職員や保育士の負担軽減を図り、心身ともに健康な教職員・保育士を育成し、こどもたちと向き合う時間を一層確保できる職場環境づくりが必要です。

②すべてのこどもが平等に機会を得られるための支援について

- 支援者調査では、こども・若者を取り巻く課題として、家庭環境、居場所（サードプレイス）、外国につながるこども・若者への支援についての意見が多く上がっています。
- 家庭環境については、家庭内の不和のほか、親の多忙やゆとりのなさから親子の関わりが希薄となること等が具体的な課題として指摘されています。保護者が心身に疾患や不安定さを抱えているケースでは、こどももまた、日々の生活環境や発達において厳しい環境に置かれているという意見が複数みられました。
- 支援活動をする中で、いなべ市の中で足りていないと感じる社会資源として、居場所、学習支援等についての意見が多く上がっています。意見の特徴として、属性や課題に応じた居場所や学習支援、自由に集える居場所、経済的に困難な世帯以外も利用可能な学習支援等、専門性と多様性を求める傾向がみられました。

○外国につながるこども・若者への支援については、日本語能力について、日常会話は問題がなくても支援を必要とする状況を説明し、意思疎通を図ることが困難なケースへの対応の困難さ、文化の違いによる生活課題に関する意見がみられました。

○すべてのこどもが学力や社会性、心身の健全な発育を保障されるためには、経済状況をはじめ、こどもが置かれる世帯環境にかかわらず、教育や人とのつながり、保健医療等、こどもの成長に不可欠な要素や機会に平等にアクセスできる環境を充実させていくことが必要です。また、保護者自身が余裕を持ってこどもと向き合うことができるよう、保護者に寄り添った支援の提供、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発等、精神的・経済的負担を軽減できる支援も必要です。

3 今後のこども政策における課題

留意すべき現状・課題を踏まえた、今後のこども政策の方向性は次のとおりとなります。

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりについて

少子化や核家族化が進んでいく中で、孤立する子育て家庭の増加が懸念されています。アンケート調査でも、子育てに関する相談相手がいないという回答もみられるため、保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が必要です。

妊娠・出産・子育て期間は、それぞれ特有の不安や悩みを抱えやすい時期であるため、気軽に相談できる場所や、保護者同士が交流しながら情報交換や気分転換ができる環境の整備、子育てに関するわかりやすい情報の発信等、地域における子育て支援の充実を図ります。

また、こどもの健やかな成長のためには、こどもと保護者の健康の保持・増進が大切なことから、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援体制として、今後もこどもと母親へのきめ細やかな母子保健事業の充実とともに、各施策・事業の連携強化を図っていきます。

(2) 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

直近5年間で児童数は減少しており、今後も緩やかに減少すると想定されますが、就労する母親、特に「フルタイム」で働いている母親の割合は増加しており、共働き家庭が増加しています。

このため、保護者が仕事をしながら安心して子育て期間を過ごすことができるよう、施設の充実、人材の確保を図り、希望する施設や制度等が利用できる環境づくりを進め、子育てと仕事の両立に向けた支援の充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの考え方を基本に、引き続き男性の育児参加を進めるとともに、すべての人が仕事と子育てに生きがいを持てるよう、仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを推進します。

(3) 地域特性を生かした子育て環境、こどもの居場所づくりについて

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、こどもが健全に成長していくためには、地域全体での子育て支援が不可欠です。こどもや子育て中の保護者にとって、身近で安心できる場で、様々な人と出会い、交流することは、豊かな子育て環境を整えるために大切です。そのため、親子にとって身近な居場所の拡充が必要です。

アンケート調査においても、こどもの居場所づくりが求められている中、休日や放課後、長期休暇中のこどもの居場所として安全・安心に過ごし、多様な体験等ができる居場所の確保が必要となっています。

特に、こどもたちが、自然を感じるものに触れたり、自然の中で体験をしたりすることは、身体的・精神的な成長や五感の発達を促し、自ら考え判断し実行する主体性を育むことにつながります。

このため、遊びや学び等、こどもたちが自分で選択して多様な経験を得られる環境づくり、休日や放課後等の時間を過ごせるような「自然」等地域特性を生かした子育て環境づくりや居場所づくりを進めていきます。

(4) 支援が必要なこどもへの対応について

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、保護者の子育てに対する不安感や負担感が高まっており、全国的にみても相談件数等が増加傾向にあります。また、児童虐待への対応やヤングケアラーへの支援、こどもの貧困対策等、支援の必要なこどもを守る仕組みづくりが求められています。

アンケート調査結果からは、ひとり親家庭では相対的貧困と分類される割合が多く、衣料品や食料品が買えなかった頻度が比較的多くみられます。

今後も、発達に支援が必要なこどもへの対応、こどもの貧困対策等、支援の必要なこどもやその家庭への支援の充実を図り、こども一人ひとりの最善の利益が尊重され、健やかに成長することのできる環境づくりを進めます。

(5) 新たな出会いや成長に喜びや楽しさを実感できる環境づくりについて

「人生 100 年時代」と言われる今日においては、一人ひとりの価値観が尊重され、ライフスタイルの多様化も進んでいる一方、人と人の出会いやつながりを大切にし、自身の能力を地域や社会で生かしながら、自分らしく過ごすことができるよう、「ウェルビーイング」の考え方に基づいた生活への支援が重要となっています。

若者を対象としたアンケート調査では、将来は結婚したい・子どもを持ちたいと願う方、今後も個人の時間を大切にしたいと考える方等、様々な意見がみられました。また、中学2年生・高校3年生を対象としたアンケート調査では、楽しいと感じるときについて、ひとりで好きなことをしているとき、友だちと仲良くしているときがともに8割以上を占めていました。さらに、高校生対象ワークショップにおいても、人間関係の構築に関する意見が多く寄せられました。

以上を踏まえ、本市では、パートナーや子ども、ともに活動する仲間等、新たな人との出会いに向けた支援や、将来の自己実現に向けた成長を支える機会の提供等、一人ひとりの価値観を大切にしつつ、つながることの喜び、成長することの楽しさ等をライフステージの様々な段階で実感できる環境づくりを進めます。

第 3 章 計画の基本理念



1 基本理念

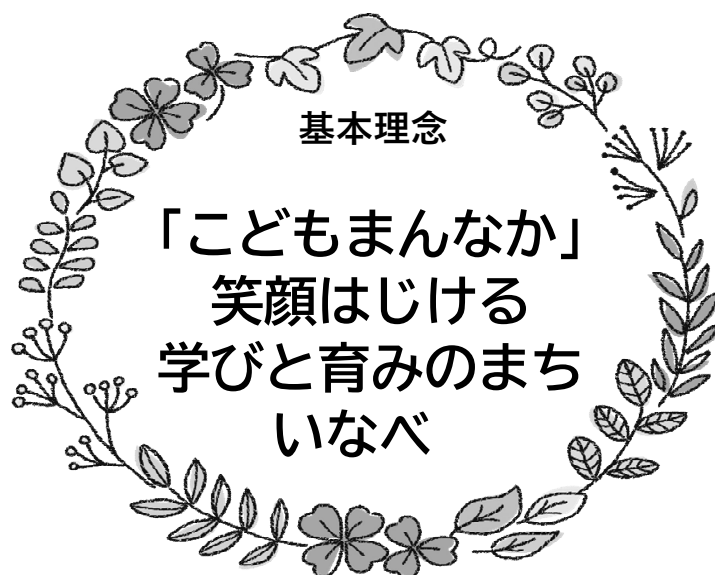
こどもは、家庭にとっても、地域にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。こどもたちは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていきます。こうして続く営みにより、いなべの未来は創られます。

こどもたちの成長と子育てを支援することは、一人ひとりのこどもや家族の現在と将来にわたる幸せ（ウェルビーイング）につながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題のひとつです。こどもが権利を持つ主体であるという認識の下、こどもの育ちを第一に考え、こども自身の思いや意見を大切にしながら、こどもや子育て家庭に温かく寄り添い、応援していく環境づくりを地域全体で進めていくことが不可欠です。

次代を担ういなべのこどもたちが、地域の関わりの中で、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力、社会の発展に主体的に貢献する力を身につけることができるよう、すべてのこどもたちの健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

また、誰もがこどもを生み育てやすいと実感でき、こどもの成長に喜びや生きがいを感じながら笑顔で子育てできるよう、地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくりを推進していきます。

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、自分のよさや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまちづくりを目指し、以下を本計画における基本理念とします。



2 基本目標

基本理念に基づき、本計画において取り組むべき施策展開の基本的な目標を次のとおり定めます。

基本目標1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり

安心してこどもを生み、こどもが健やかに成長できるよう、妊娠前から妊娠中、出産、産後の時期にかけて、母子ともに健やかに過ごせるような支援を行うとともに、こどもの発達をサポートし、妊娠から子育てまで切れ目ない支援を行います。また、子育てに不安を持つ保護者が気軽に相談できる体制や子育てに関する情報発信の充実を図ります。

基本目標2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう、保護者のニーズを踏まえた保育サービスや事業及び子育て支援センター等地域での子育て支援体制のより一層の充実を図ります。さらに、子育てと仕事を両立できる職場づくりの促進、子育てにおける男女共同参画の促進等を図るとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

基本目標3 健やかなこどもの育ちと学びを支援する環境づくり

こどもたちが心身ともに健やかに成長することができるよう、家庭、学校等におけるそれぞれの環境と保育、教育力を生かし、こどもたちの「生き拓く力」を学び育む環境づくりに取り組みます。また、身近な地域において、子育てを支え合う地域づくりを進めるとともに、スポーツを通じたこどもの健やかな育成に努めます。

基本目標4 若者とともに歩む環境づくり

人と人の出会いやつながりを大切にし、自身の能力を地域や社会において生かしながら、人生を自分らしく過ごすことができるよう、「ウェルビーイング」の考え方に基づいた若者支援に取り組みます。また、パートナーやこども、ともに活動する仲間等、新たな人との出会いに向けた支援や、将来の自己実現に向けた成長を支える機会の提供等、一人ひとりの価値観を大切にしつつ、つながることの喜び、成長することの楽しさ等をライフステージの様々な段階で実感できる環境づくりに努めます。

基本目標 5 自然とふれあう多様なこどもの居場所づくり

豊かな自然の中で、こどもが遊びや学び、多様な体験等を通じて、成長することができるよう、安全・安心で利用しやすい施設の建設や公共施設の活用等、多様なこどもの居場所づくりに取り組みます。また、自然を感じながら過ごせる環境づくり等を検討し、豊かな感性の育成を進めます。

基本目標 6 こどもを守り育てる環境づくり

こども一人ひとりの権利が尊重され、支援が必要なこどもとその家族への適切な援助ができるよう、虐待からこどもを守るとともに、ひとり親家庭や障がいのあるこども、生活困窮家庭への支援を図ります。

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策
「こどもまんなか」 笑顔はじける 学びと育みのまち いなべ	基本目標 1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり	(1) こどもと母親の健康の確保 (2) 相談支援体制の充実 (3) こどもの発達を支援する体制の充実
	基本目標 2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	(1) 保育サービスの充実 (2) 地域での子育て支援体制の充実 (3) 子育てと仕事を両立できる職場づくり (4) 男女共同参画による子育ての推進 (5) 子育てにかかる経済的負担の軽減
	基本目標 3 健やかなこどもの育ちと学びを支援する環境づくり	(1) 学校教育の充実 (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 次世代の親づくり (4) 豊かな心の育成 (5) スポーツを通じたこどもの健やかな育成
	基本目標 4 若者とともに歩む環境づくり	(1) 社会とつながる支援の充実 (2) 出会いの場・結婚への支援
	基本目標 5 自然とふれあう多様なこどもの居場所づくり	(1) こどもの居場所づくり (2) こどもの学び・遊びを支援する環境づくり
	基本目標 6 こどもを守り育てる環境づくり	(1) こどもの人権の尊重 (2) 児童虐待防止対策の推進 (3) ひとり親家庭等への支援の充実 (4) 障がいがあるこどもへの支援の充実 (5) 生活困窮家庭（こどもの貧困）への支援

第4章 施策の展開



基本目標1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり

(1) こどもと母親の健康の確保

【事業の方向性】

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに向け、妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制が重要です。

このため、妊娠前から妊娠中、出産、産後の時期にかけて、母子ともに健やかに過ごせるような支援を切れ目なく行うために、各段階において必要な支援を行います。

また、継続して行ってきた事業の推進に合わせて、産後の身体的・精神的に不安定な時期のサポートをより充実させ、不安なく子育てに取り組める事業を展開します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こどもを安心して産むための支援体制づくり	○妊娠中から小児科医と相談できる「ペリネイタルビジット（出産前後からの親子支援事業）」、妊婦一般健康診査、妊婦教室の実施等、安心してこどもを産める支援体制を整備していきます。	母子保健課
②こどもの成長段階に応じた保健事業の推進	○こどもの健康が確保されるよう、年齢に応じた健康診査や訪問指導等の充実を図るとともに、感染症の予防のため、各種予防接種を実施していきます。 ○「こんにちは赤ちゃん訪問」や各種相談体制の充実により、保護者の不安の軽減に努めます。	母子保健課
③支援が必要なこどもや子育て家庭への支援の充実	○養育医療として未熟児の養育に必要な入院治療について医療費を給付します。 ○成長発達について支援が必要な家庭への訪問や関係機関との連携等、必要な支援を行います。	母子保健課
④食育の推進	○乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着に向けた指導を行うとともに、妊産婦や子育て中の保護者に対して、各種教室や幼児健診の事業を通じて食に関する学習の機会や情報の提供を推進していきます。	母子保健課
⑤産後の健やかな育児の支援	○産後の健やかな育児ができるよう、産後ケア、産後ママサポート、助産師訪問の各事業を実施し、母親が置かれた状況に寄り添った支援を推進します。	母子保健課

(2) 相談支援体制の充実

【事業の方向性】

妊娠期から子育て中の多くの保護者が、子育てについて不安等を抱えている中で、相談支援体制の充実が求められています。

このため、こども家庭センターを中心とした気軽に相談ができる体制の充実とともに、必要とするサービスを利用できるよう、多様な情報提供方法の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こども家庭センターの充実	○妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応します。 ○関係機関とともに連携・協働を行い、必要な支援の調整を実施し、妊産婦や乳幼児に対して切れ目のない支援を提供していきます。	家庭児童相談室 母子保健課
②情報提供体制の充実	○必要とするサービスを利用できるよう、広報紙やホームページのほか、電子母子手帳アプリ、SNS等を活用した情報提供の充実を図ります。	母子保健課 こども政策課

(3) こどもの発達を支援する体制の充実

【事業の方向性】

こどもの健やかな発育・発達への支援においては、早期発見・早期支援とともに、こどもの育ち等に不安を抱える保護者とそのこどもが適切な支援や相談・医療につながるよう関係機関との連携が重要となっています。

このため、障がい児を含むすべてのこどもに対し、生まれてから就労までの途切れない支援を行うことにより、個々の特性に合わせた発達をサポートしていきます。

また、発達支援に関する医療との連携体制を充実させ、発達障がい児地域支援ネットワークの構築を目指すとともに、外部関係機関との連携体制づくりに取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①すべてのこどもへの途切れない支援の充実	○引き続き早期発見・早期支援に取り組むとともに、就労までの途切れない支援体制の構築に努めます。 ○発達支援に関する医療との連携体制を充実させ、発達障がい児地域支援ネットワークの構築を目指すとともに、外部関係機関との連携体制づくりに取り組みます。 ○保健・福祉・教育が連携し、障がい児を含むすべてのこどもに対し、生まれてから就労までの途切れない支援を行うことにより、個々の特性に合わせたよりよい発達をサポートしていきます。 ○医療との連携による発達支援体制を充実させます。 ○引き続き子育て支援を行うとともに、保護者同士が気軽に集まれる機会の提供を継続的行っていきます。	発達支援課 母子保健課 学校教育課 障がい福祉課

基本目標 2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

(1) 保育サービスの充実

【事業の方向性】

乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの土台として最も重要な時期であり、その時期にふさわしい一人ひとりに応じた育ちの保障をしていくことが大切です。

このため、令和7年度より市内の大半の保育所を「認定こども園」とし、保護者のニーズを踏まえて、保育・幼児教育を計画的に実施していきます。あわせて、保護者の状況に応じて、延長保育、土曜保育等の多様な保育サービスを提供します。

また、保育士等の知識や技能を向上させるため、自然保育や乳児保育等様々な研修への参加促進や園内での検討会、研修で「保育の振り返り」を定期的に行います。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①保育所、認定こども園におけるサービスの充実	○こどもの幸せを第一に考え、こどもや保護者のニーズを踏まえて、保育サービスを計画的に提供していきます。また、保護者の状況に応じて、延長保育、土曜保育等の多様な保育サービスを提供します。	保育課
②保育所、認定こども園における保育の質の向上	○保育士等の知識や技能を向上させるため、自然保育や乳児保育等様々な研修への参加を促します。 ○園内での検討会や研修で「保育の振り返り」を定期的に行い、保育士等の資質向上に取り組みます。 ○保育士等の負担軽減を図ることで、こどもと向き合う時間を確保し、こどもの意見が尊重される体制づくりを行います。	保育課
③病児・病後児保育の充実	○市内の病児・病後児施設について、利用者の利便性向上を図るため、市内での開設に向けて検討していきます。 ○ファミリー・サポート・センターでの病後児の預かりを検討します。	こども政策課
新規 ④待機児童対策のための保育室の確保	○山郷こども園に併設されている北勢子育て支援センターを隣接地に新築移転します。また、山郷こども園に保育室を確保し、未満児の受け入れ枠を拡大します。	保育課 母子保健課

(2) 地域での子育て支援体制の充実

【事業の方向性】

子育て家庭が地域社会において孤立しないよう、身近な地域における子育て支援とともに、こどもの社会性を育むため、こどもとその親が仲間や地域の人とふれあう場を確保する等、地域ぐるみの子育て推進が求められています。

このため、市内5か所の子育て支援センターにおいて、親子で安心して遊べる場、親子同士の交流の場、地域の人とふれあう場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行い、必要に応じて他機関へつなぐ等子育て家庭への支援の充実を図ります。

また、地域全体で子育て家庭を見守るという“地域の子育て力”の向上を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①地域子育て支援センターの充実	○市内5か所の子育て支援センターにおいて親子で安心して遊べる場、親子同士の交流の場、地域の人とふれあう場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行い、必要に応じて他機関へつなぐ等、子育て家庭への支援の充実を図ります。 ○「ブックスタート事業」「ブック・Reスタート事業」等各種の事業を通して、子育て家庭とのつながりを深めます。 ○「1歳おめでとう訪問事業」で各家庭へ、「出前ひろば」で地域へ積極的に向き、支援の拡充に努めます。	母子保健課
②市民参加による子育て支援の充実	○地域のボランティアや民生児童委員等からなる「子育て応援団」、子育て応援団から発足した「あそびの会」等、市民参加による子育て支援活動を活発化し、地域全体で子育て家庭を見守るという“地域の子育て力”の向上を促進します。	母子保健課
新規 ③子育て支援センターの移転	○笠間こども園の移転に合わせ、新園舎の敷地内に笠間子育て支援センターを建設し移転します。この移転により、これまでどおり笠間こども園との連携を維持します。	保育課 母子保健課
新規 ④子育て関連施設の環境改善	○保育ニーズの推移や、乳児等通園支援事業の実施等、保育等を取り巻く状況の変化に応じて、必要となる子育て関連施設の整備に取り組みます。 ○施設の整備にあたっては、必要に応じてこども・子育て支援事業債を活用し、施設の新築・増築による量の確保のほか、空調、遊具、防犯設備等の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、熱中症対策整備等により子育て関連施設の環境改善に努めます。	保育課 こども政策課

※基本目標3において、地域における教育についても記載しています。

(3) 子育てと仕事を両立できる職場づくり

【事業の方向性】

仕事と子育ての両立を図るためには、育児休業や休業給付等、制度の普及・啓発とともに、誰もが働きやすく、子育てがしやすい職場環境づくりが重要です。

このため、市内の事業所を中心に啓発を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策の推進に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①事業所等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	○市内の事業所を中心に啓発を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策の推進に努めます。	商工観光課

(4) 男女共同参画による子育ての推進

【事業の方向性】

子育てにおける男女共同参画を促進するために、子育てや家事を男女がともに担う意識づくりが重要です。

このため、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動とともに、妊婦教室や子育て支援センター等において、男性が家事や育児に積極的に参画する講座や催し等を行い、互いに家事や育児を担う意識啓発を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①互いに認め合う社会づくり	○いなべ市男女共同参画第4次推進計画に基づき、「誰もが、自分らしく、活躍できるいなべ市」を目指して、計画を推進します。 ○互いに認め合う意識を醸成し、あらゆる分野でともに能力を発揮できる社会づくりを進めます。	人権福祉課
②互いに家事・育児を担う意識啓発の推進	○妊婦教室や子育て支援センター等において、男性が家事や育児に積極的に参画する講座や催しを行うとともに、啓発冊子等を活用し、互いに家事や育児を担う意識啓発を推進します。	母子保健課

(5) 子育てにかかる経済的負担の軽減

【事業の方向性】

出産・育児・教育・医療等子育てにかかる費用負担が、子育ての負担感の大きな要因のひとつであり、少子化の一因ともいわれています。

このため、国や県の動向を踏まえながら、妊娠・出産に関する経済的負担の軽減や子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

また、子ども医療費の窓口無償化（現物給付）の拡大を検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①妊娠・出産に関する経済的負担の軽減	○特定不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業の周知に努め、不妊治療を行う人への経済的な支援に努めます。 ○出産育児一時金、妊婦支援給付金の支給等出産時の経済的負担の軽減を図ります。	母子保健課
②子育て家庭への経済的支援	○認定こども園・保育所・小学校における給食費の無償化、子ども医療費の助成、就学援助費の支給、放課後児童クラブが実施するひとり親家庭の利用料減免に対する補助等を実施し、こどもを持つ家庭の経済的な負担の軽減を図ります。 ○PMH（パブリック・メディカル・ハブ）を活用し、マイナ保険証に福祉医療の資格確認情報を紐づけ、資格確認証の提示することなく医療費助成が受けられるよう、利用者の利便性の向上を図ります。	教育総務課 学校教育課 こども政策課 保育課 保険年金課

基本目標 3 健やかなこどもの育ちと学びを支援する環境づくり

(1) 学校教育の充実

【事業の方向性】

こども一人ひとりの「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」を育み、主体的に自らの未来を切り拓く力や豊かな人間関係を結ぶ力を最大限に引き出す、きめ細やかな教育を推進していくため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが求められています。

このため、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくり等学力の充実に向けた各校の主体的な取り組みを支援し、生き抜く力の育成に努めるとともに、いなべ市小中一貫教育グランドデザインに基づく小中一貫教育を推進します。

また、「地域とともにある学校づくり」、「学校教育を通じた地域づくり」を一体的に推進していきます。

さらに、児童生徒が安心して教育を受けられるよう、教育施設の整備や安全管理対策の推進を図るとともに、様々な状況にあるこどもに対して、教育相談等により、安心して教育が受けられる環境を整えます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こどもの学力の向上へ向けた支援の充実	○学力の充実（学力保障・学力向上）に向けた各校の主体的な取り組みを支援し、生き抜く力（智）の育成に努めます。 ○学力調査、非認知能力調査、学級満足度調査によって「認知能力」、「非認知能力」、「学習集団」の状況を総合的に分析し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりに取り組みます。	学校教育課
②地域との協働による学校づくり	○学校運営協議会における熟議を通じた学校教育活動の充実と地域学校協働委員会が推進する地域学校協働活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」、「学校教育を通じた地域づくり」を一体的に推進します。	学校教育課
③小中一貫教育の推進	○いなべ市小中一貫教育グランドデザインに基づく教育を推進します。	学校教育課
④快適な学校環境の整備	○児童生徒が安心して教育を受けられるよう、教育施設の各種保守整備を行います。 ○老朽化対策及びバリアフリー化を含めた改修を順次行います。 ○各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に行います。	教育総務課

事業名	事業概要	主担当課
⑤一人ひとりを大切にする教育の充実	○家庭状況や生活の基盤が不安定な子どもたちや、支援が必要な子どもたち等、様々な状況にある子どもに対して、教育相談等により安心して教育が受けられる状況を保障します。 ○一人ひとりの学びを保障するための「ことばの教室」「LD等教室」「いなべ・東員教育支援センター」等の通級指導教室を支援します。 ○教職員の人権感覚を磨き、人権教育の充実に努めます。 ○教職員の負担軽減を図ることで、子どもと向き合う時間を確保し、子どもの意見が尊重される体制づくりを行います。	学校教育課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

【事業の方向性】

子どもたちを家庭や地域で守り育てるという意識を高め、家庭における教育機能の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域社会が連携を図りながら、子どもたちの健全育成に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

このため、講演会等の開催による保護者への意識づけ、地域ボランティアによる協力を募る等、家庭や地域による学校支援を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①家庭の教育力の向上	○子どもたちを守り育てるという保護者の使命・役割の自覚を高めるための講演会・学習会等を開催できるよう、学校を支援します。	学校教育課
②地域における教育力の向上	○非行の早期発見及び未然防止のため、パトロールや啓発活動を行うとともに、いなべ市青少年育成市民会議との協働により、青少年問題についての地域住民の意識の高揚を図ります。 ○地域コーディネーターやコミュニティ推進員等を配置し、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の充実を目指します。また、学校を多方面から応援するボランティア「学援隊」を募り、地域による学校支援を進めます。	生涯学習課 学校教育課

(3) 次世代の親づくり

【事業の方向性】

近年の少子化、核家族化の影響により、乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増えていることから、こどもたちが乳幼児とふれあい、育児や子育て等の楽しさ、大切さについて考える機会の確保が必要になっています。また、こどもを持つことを含む人間関係の在り方や価値観、ジェンダーへの理解等、包括的な性教育も必要です。

このため、幼児とのふれあい体験や教育を通じて、命の大切さとこどもや家庭の大切さについて理解を深められるようにしていきます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こどもを持つ意識の醸成	○保育所や認定こども園と連携し、命の大切さとこどもや家庭の大切さについて理解を深められるようにしていきます。 ○保育所や認定こども園で中学生の職場体験を受け入れ、中学生が乳幼児と関わり、保育体験をする機会を持つことで、命の大切さとこどもや家庭の大切さについて理解を深められるようにします。	学校教育課 保育課
②包括的性教育の実施	○人間関係や性に関し幅広い知識を身に付けるため、年齢発達に合わせた包括的性教育を推進します。	母子保健課 学校教育課 人権福祉課

(4) 豊かな心の育成

【事業の方向性】

こどもたちにとって、学びと遊びは創造性や自主性を身につける貴重な体験です。また、こどもたちが自らの可能性を広げるためには、こどものときから様々なことを経験することが必要です。

このため、自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動等の様々な地域活動を通じて、こどもたちの愛郷心や情操を養うことに努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①様々な体験を通じたこどもの心の育成	○自然体験やボランティア、職場体験等を通じて、豊かな人間性や社会性を育む活動を進めます。 ○自然とふれあう機会を増やすための施設整備や事業を展開し、主体性を育む活動を進めます。	学校教育課 保育課

事業名	事業概要	主担当課
②文化・芸術・スポーツ活動を通じたこどもの健全育成	○豊かな心を育むための小中学生の観劇や音楽鑑賞等の活動に対して支援します。 ○中学校の部活動を推進することで、集団生活を円滑に行えるようにするとともに、精神的・肉体的成長を促し、生徒の健全育成を図ります。さらに、国が進めている休日の部活動の地域展開を進めます。	学校教育課

(5) スポーツを通じたこどもの健やかな育成

【事業の方向性】

こどもたちの健全な発達と思いやりのある人間への育成を目指して、多くの人々との関わりの中で、スポーツ活動を通じて、こどもの発達段階に応じた多様な体験機会を支援していく必要があります。

このため、スポーツに取り組む機会の提供等、こどもがスポーツに取り組みやすい環境づくりを進め、こどもの体力向上やスポーツをすることの楽しさを伝えます。また、競技技術向上のための事業や指導者育成事業等、スポーツに取り組むこどもを支援する体制づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こどもがスポーツに取り組みやすい環境づくり	○スポーツを始めるきっかけづくりやスポーツをする機会の提供により、運動不足のこどもの体力向上を図るとともに、仲間や家族でスポーツをすることの楽しさを伝えていきます。	生涯学習課
②スポーツに取り組むこどもを支援する体制づくり	○市スポーツ少年団等がスポーツ振興の一翼を担い、競技大会、競技技術向上のための事業や指導者育成事業等が実施できるよう支援をしていきます。	生涯学習課

基本目標 4 若者とともに歩む環境づくり

(1) 社会とつながる支援の充実

【事業の方向性】

若者世代が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学等のライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取り組みや若者に対する相談支援が必要です。

このため、若者世代が自分自身を見つめ、自身の意見や考えを述べたり、地域社会に参画できる機会の確保に努めるとともに、就労支援等、若者の雇用の安定のための取り組みを推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
新規 ①二十歳の記念式典事業の推進	○満 20 歳に達する青年を祝い励ますとともに若者自らが企画・運営することで、大人としての自覚や郷土愛を育み、地域の健全育成を図ります。	生涯学習課
新規 ②企業誘致による産業振興と雇用促進	○企業との連携により、雇用と就労のマッチングや P R 活動を行い、若者の市内採用につなげます。	都市整備課
新規 ③就労相談の推進	○北勢地域若者サポートステーションと連携し、就労を目指す若者やその家族、関係者を対象に、就労に向けた相談・支援を行います。	商工観光課
新規 ④社会参加支援の推進	○外出状況に課題を感じている若者が早期に支援につながるよう相談支援体制を充実させ、居場所づくりや社会参加支援を通じて、本人とその家族への包括的なサポートを提供します。	生活支援課

(2) 出会いの場・結婚への支援

【事業の方向性】

それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく新生活を始められるよう、情報提供や支援が必要です。

結婚希望者の交流機会の創出や新婚世代への経済支援により、若者世代が本市で生活基盤を築くための支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
新規 ①結婚希望者への交流機会の提供	○みえ出逢いサポートセンター等と連携し、結婚を希望する独身者への新たな出会いの機会の創出や、出会いから結婚までの支援を行います。	こども政策課
新規 ②結婚新生活支援事業	○いなべ市内で新生活を始める新婚世帯を支援する事業を行います。	こども政策課
新規 ③若い世代の健康管理や性についての知識の深化（プレコンセプションケアに関する知識の普及）	○教育機関・企業等と連携し、男女ともに、ライフステージに応じて、身体の仕組みや妊娠・健康等に関する正しい知識を得る機会を提供します。 ○生活習慣と健康管理に関する知識や、妊娠と出産に向けて特に重要となる知識等、プレコンセプションケアに関して幅広い内容を発信し、正しい知識の普及に取り組みます。	学校教育課 母子保健課

基本目標 5 自然とふれあう多様なこどもの居場所づくり

(1) こどもの居場所づくり

【事業の方向性】

こどもの居場所づくりが求められている中、休日や放課後、長期休暇中のこどもの居場所として需要の高い放課後児童クラブをはじめ、安全・安心に過ごし、多様な体験等ができる居場所の確保が必要となっています。

このため、放課後児童クラブの事業内容の充実、運営支援や指導員の育成支援とともに、放課後子ども教室事業の利用充実を図ります。また、こどもの居場所として活動する市民の育成、活動団体への支援の拡大について検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①小学生の放課後の居場所づくりの推進	○現在ある 12 か所の放課後児童クラブに対する補助及び必要に応じた支援を行います。	こども政策課
②放課後子ども教室事業の充実	○放課後子ども教室（放課後子ども教室ほくせい、こどもゆめ教室）の利用啓発を行います。	こども政策課
③こどもの居場所づくりへの支援	○孤食防止や地域とこどものつながりを生み出す、こども食堂の取り組みを行う団体を支援します。 ○こどもの育ちに必要なこどもの居場所づくりや、こどもの居場所として活動する市民の育成、団体活動への支援拡大を検討します。	こども政策課

(2) こどもの学び・遊びを支援する環境づくり

【事業の方向性】

アンケート調査結果が示すとおり、「自然が豊かである」ことは市の特徴です。自然とふれあう機会は、身体的・精神的な成長や五感の発達を促し、自ら考え判断し実行する、主体性を育むことによりよい影響があるとされていることから、この豊かな「自然」を活用した居場所や多様な体験の場づくりは、市での子育てにおける特色のひとつとなると考えます。

このため、こどもが自然にふれながら安全に遊べる場の確保をはじめ、様々な年代のこどもたちが、遊びを通して多様な体験ができる機会の充実、交流を支援する機会の提供等、「自然」を生かしたこどもの学び・遊びを支援する環境づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①自然を生かした学びの場等の充実	○「自然学習園ふるさとの森」（2024 年環境省認定の自然共生サイト）と「水辺の里公園 自然水族館」を環境学習のフィールドとして積極的に活用していきます。 ○「藤原岳自然科学館」における自然教室の実施や小学校の社会見学の受け入れ等により、豊かな体験活動の機会や場を提供していきます。 ○「屋根のない学校」では、自然体験活動等を通じてこどもの感性の育成を図ります。	自然学習室
②交流を支援する機会の提供	○様々な交流を通して遊び、成長することができるよう、学校や公民館、図書館をはじめとする公共施設での事業等、こども同士の交流、こどもと大人や高齢者の世代間交流ができるような活動機会の提供に努めます。	学校教育課 生涯学習課 こども政策課
③こどもの遊び場の充実	○こどもが屋外で自然にふれながら安全に遊べる場の確保を図り、遊具の充実等を進めます。 ○様々な年代のこどもたちが、遊びを通して多様な体験をすることで、存分に楽しみ、自分の思いを発揮できる機会の充実に向け、既存施設等のあり方を検討し、施設の機能がより発揮できるよう取り組みを進めます。 ○地域の子育て支援団体・企業と連携し、こどもたちが屋内で五感を使って自由に遊び、自然も体験できる施設の開設を目指して検討を始めます。	こども政策課

基本目標 6 こどもを守り育てる環境づくり

(1) こどもの人権の尊重

【事業の方向性】

こどもは大人と同様にひとりの人間として、その権利が保障され、最善の利益が尊重されるべきであり、こどもの人格や主体性を尊重する意識の定着を推進する必要があります。また、こどもが自分の考えを表明する機会を拡充する必要があります。

このため、こどもの権利についての意識啓発を図るとともに、こどもの人権侵害の防止やこどもの人権を尊重する意識の向上を図るため、市民や関係機関職員等への啓発を進めます。また、こどもの意見を聴取する機会の確保と意見を施策に反映させる仕組みづくりを検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こどもの権利の啓発	○こどもの権利を尊重する意識づくりを図り、人権に関する情報提供と啓発に努めます。	こども政策課
②こどもの人権の尊重	○市内小中学校で、人権研修を実施します。	人権福祉課
	○すべての教育活動を通して人権尊重の視点に立った学校づくりを推進し、こどもの人権尊重の視点に立ち、人権教育カリキュラムや人権教育推進計画の点検・評価・見直し（改善）を行います。	学校教育課
③こどもの意見の聴取と施策への反映	○こどもの意見を聴取する機会を確保するとともに、こどもの意見を施策に反映させる仕組みづくりを検討します。	こども政策課

(2) 児童虐待防止対策の推進

【事業の方向性】

児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、迅速かつ適切な対応が求められます。また、児童虐待の背景には、親の貧困や病気等の様々な問題がある場合も多く、それらの課題もあわせて解決する必要があります。

このため、こども家庭センターを中心に、養育に問題を抱えるリスクの高い家庭を妊娠期から早期に把握し、養育支援が必要な家庭に対する相談、情報提供、訪問支援等に取り組みます。また、いなべ市要保護児童等対策地域協議会での連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。さらに、ヤングケアラー支援にも取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①こども家庭センターによる相談支援の充実	○母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」を中心に、関係機関と連携しながらすべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援体制の整備を行います。	家庭児童相談室 母子保健課
②虐待の防止と早期発見・早期対応の推進	○すべての児童の健全育成、社会的自立を確保するためには、児童虐待を防止することが重要であることから、虐待を早期に発見し、早期に対応する体制を整備します。 ○いなべ市要保護児童等対策地域協議会における情報共有の強化等、関係機関との連携強化を図ります。 ○必要に応じて訪問支援事業を実施し、ヤングケアラー支援にも取り組みます。 ○一時的な預かりが必要な場合を含め、里親の普及に努めます。	家庭児童相談室

(3) ひとり親家庭等への支援の充実

【事業の方向性】

母子家庭等のひとり親家庭における子育ては、経済的・社会的に不安定な場合が多く、自立した社会生活を送ることができるよう総合的な支援が必要です。

このため、経済的な負担軽減を図るための各種手当等による経済的支援とともに、自立した生活の確保に向けた相談支援や就労支援等を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①ひとり親家庭等への経済的支援の充実	○経済的に不安定なひとり親家庭等の生活の安定を支援するため、各種手当等の経済支援を通じ、児童の就学意欲向上を図ります。 ○ひとり親家庭等の相談事業を行い、状況に応じて資金貸付や就労のための資格取得支援等の適切な支援を検討し、自立に向けた支援を行います。	こども政策課
②ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実	○離婚やDV等女性相談業務を行い、ひとり親家庭となった場合に自立した生活を送るための助言や支援を行います。 ○こどもの養育が困難な場合については、訪問支援事業等の活用を検討し支援します。	家庭児童相談室

(4) 障がいがある子どもへの支援の充実

【事業の方向性】

障がいのある子どもを持つ子育て家庭は、社会的な不安を抱えることも少なくありません。障がいのある子どもの健全な発達を支援するとともに、地域で安心して生活できる環境づくりが必要です。

このため、特別な支援を要する子どもの健全な発達に向けて、個々の発達や障がいに応じた相談支援体制や療育体制、地域社会への参加・包容、その保護者への支援を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①障がい児のいる家庭の生活の安定	○障がい児及び小児慢性特定疾病児童について、用具の給付を通じて日常生活の便宜を図ります。 ○育成医療、障がい者医療費として助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。	障がい福祉課
②特別支援保育・教育の推進	○市内保育所及び認定こども園では、加配保育士等を配置するとともに、特別支援に関する研修を充実させ、就学に向けて必要な支援を行います。	保育課
	○小中学校では、支援が必要な子どもの健やかな発達、成長を保障するために、巡回相談、教育相談等の充実を図るとともに、関係機関との連携、協働を充実させます。	学校教育課
	○インクルーシブを基本としつつ、保育所及び認定こども園や学校において、支援を必要とする子どもたちが適切に支援されるよう、保育士等や教員の支援力・指導力向上に向けた取り組みを充実させます。また、地域の関係機関が連携・協働して支援できる体制づくりを進めます。	発達支援課

(5) 生活困窮家庭（こどもの貧困）への支援

【事業の方向性】

生活に困窮する人やひきこもり・不登校になっている人等は、社会的なつながりや支援ネットワークが比較的弱く、様々な課題を複合的に抱えていることが懸念されます。

このため、対象となる家庭へ適切な相談支援を行うとともに、家庭の経済的状況にかかわらず、こどもが健やかに成長できるよう、関係機関と連携して、居場所の提供や学習支援等の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要	主担当課
①生活困窮家庭への支援の充実	○課題がより複雑化・深刻化する前に、相談支援を適切に行い、対象家庭に適した切れ目のない支援を行います。 ○こどもの健全育成を図るため、こどもに関わる機関と連携し、居場所の提供、学習支援事業等を充実させます。	こども政策課 生活支援課

第5章 子ども・子育て支援事業の 量の見込み・確保の内容



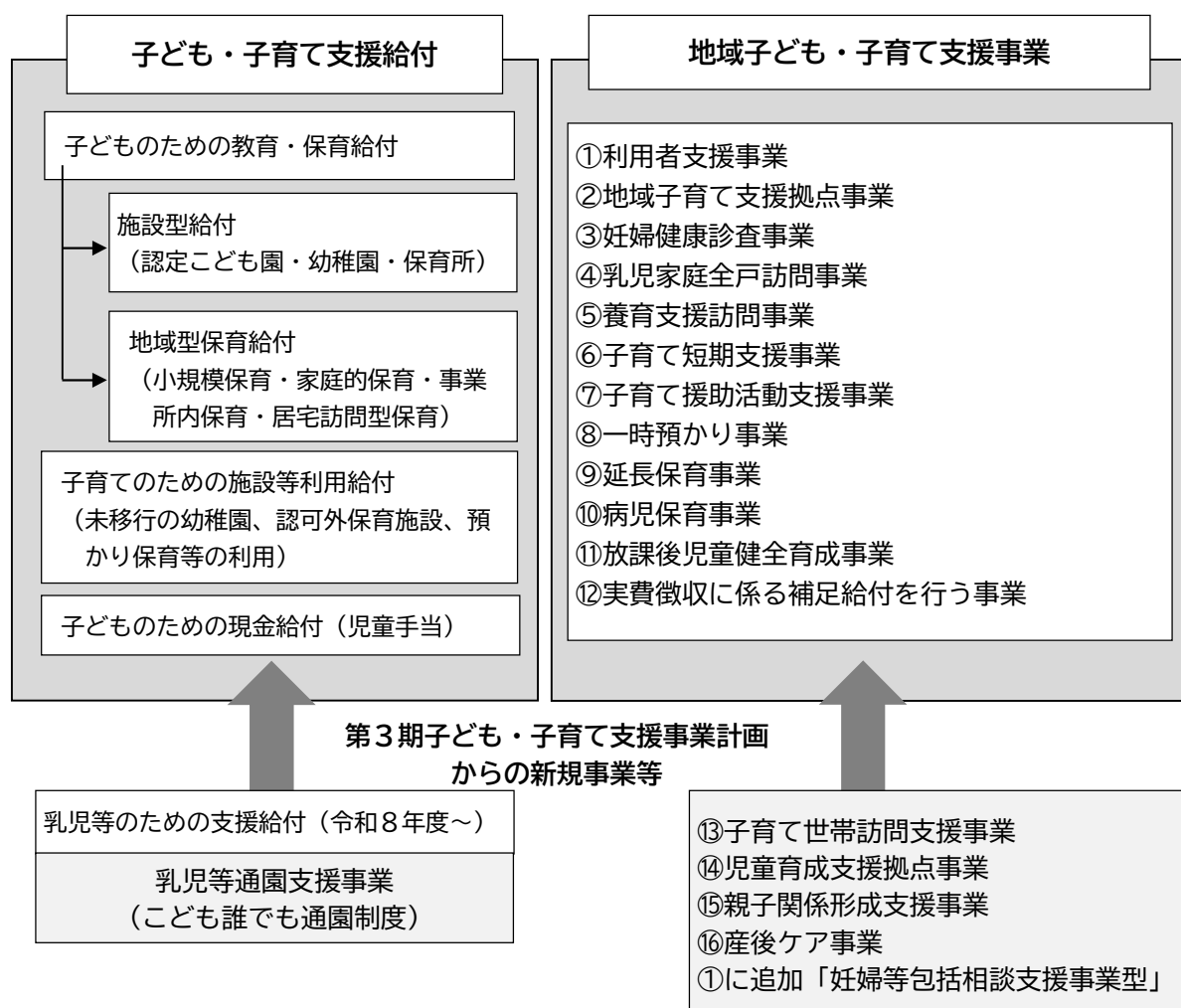
1 子ども・子育て支援事業等について

(1) 子ども・子育て支援事業計画における給付・事業について

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は国が示す基本指針に即して、市の教育・保育提供地域ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業等について、量の見込み・確保の内容・実施時期を定めることとされています。

第5章は、「第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」という。）として、量の見込みの算出方法等を示す国の手引きを踏まえた量の見込み・確保の内容等を設定し、計画的な実施を進めます。

▼本計画における給付・事業について



(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが定められています。

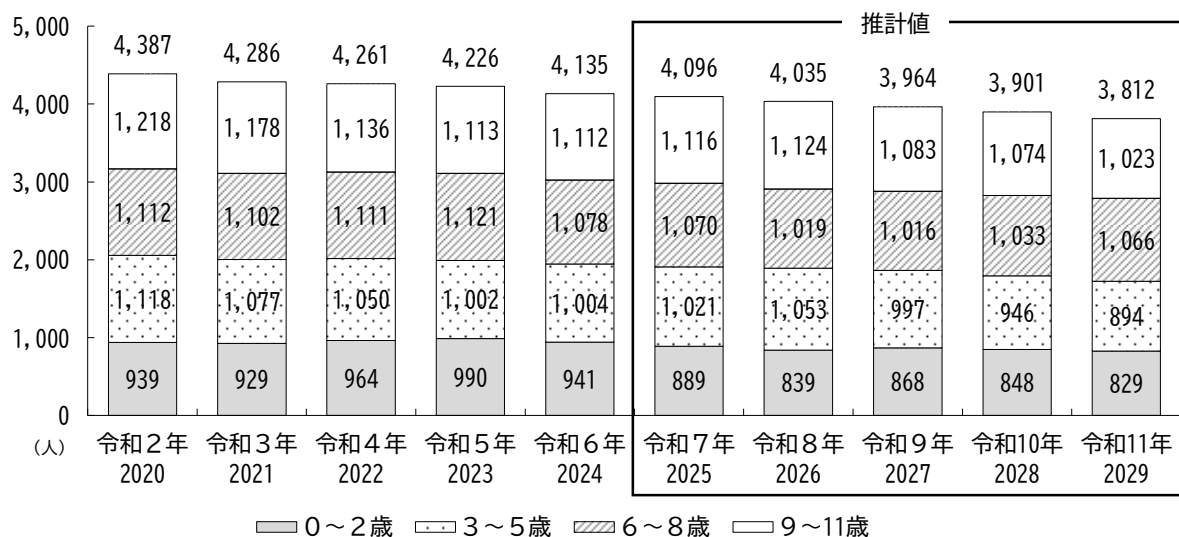
第 3 期計画では、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、第 2 期計画同様に、市全域を 1 つの区域とします。

(3) 児童人口の推計

本市の小学生までの児童人口（0～11 歳）の推移をみると、令和 2 年の 4,387 人から令和 6 年の 4,135 人へと減少しています。

過去の人口動向から推計される将来の児童人口は、減少傾向で推移することが予測され、本計画の目標年である令和 11 年には 3,812 人となることが見込まれます。

▼児童人口の推計結果



資料：実績値は住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）。推計値はコーホート変化率法による推計。

(4) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

①保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進

保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、接続を意識したカリキュラムの作成、保育士等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、保育士等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、園児と小学校児童との交流活動、パンフレット等による連携・接続の意識啓発等を実施または支援します。

②幼児教育アドバイザーの育成・配置

C L Mと個別の指導計画による発達支援を推進するためみえ発達障がい支援システムアドバイザー研修を受講した保育士等を複数名配置し、市内保育所等の保育士に対してアドバイスを行うとともに、小学校への引継ぎ事業を実施します。

③外国とつながりのある幼児等への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国したこどもや両親が国際結婚である等の外国とつながりのあるこどもの増加が見込まれることから、当該幼児が円滑に就園し、必要な施設の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行います。

2 子ども・子育て支援給付について

(1) 子どものための教育・保育給付

【事業の概要】

子どものための教育・保育給付には、施設型給付である認定こども園・幼稚園・保育所と、地域型保育給付である小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育があり、教育・保育サービスを提供しています。

①子ども・子育て支援給付におけるこどもの認定区分について

子どものための教育・保育給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は3つの区分となっており、認定に応じて施設や事業等の利用先が異なります。

▼認定区分

支給認定区分		対象となるこども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	幼稚園、認定こども園幼稚園部等を希望する満3歳以上の就学前のこども	幼稚園 認定こども園幼稚園部
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、家庭での保育が困難なこども	認可保育所 認定こども園保育園部
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、家庭での保育が困難なこども	認可保育所 認定こども園保育園部 地域型保育事業

②子ども・子育て支援給付におけるこどもの認定基準について

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）その他に優先すべき事情等により、総合的に判断します。

▼認定基準

■保育を必要とする事由

就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障がい・同居親族等の介護・看護等

■保育時間

①主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」

②主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」

■入所を優先する事情

ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがある等社会的養護が必要な場合等

【現状】

年度当初にはすべての児童の受け入れ枠を確保しています。年度途中の入園申し込みについても円滑な受け入れに努めましたが、依然として0～2歳児の入園希望が多く、特定の保育所または認定こども園についてのみ入園を希望する場合には、児童が空きを待つ状態が続いています。利用定員を積み上げて設定される当初計画における提供体制の確保の内容の数値を下回っているものの、保育士等の確保が困難なことに加えて、3歳未満児の入園希望も多く定員と受け入れに余裕がなく、年度途中入園については空きを待つ児童が多くなっています。

【量の見込みと確保の内容】

■ 1号認定（認定こども園等のみを希望する満3歳以上の就学前のこども）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			205	220	218	207	196
②確保の内容	特定教育・保育施設	市内（幼稚園等）	223	223	223	223	223
		市外（幼稚園等）	0	0	0	0	0
		計	223	223	223	223	223
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	合計		223	223	223	223	223
②－①			18	3	5	16	27

▼ 1号認定の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	4	9	11	9	14

※令和6年度は見込み。

■ 2号認定（満3歳以上で保護者の就労等により、家庭での保育が困難なこども）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			756	765	750	711	673
②確保の内容	特定教育・保育施設	市内（保育所等）	766	766	766	766	766
		市外（保育所等）	0	0	0	0	0
		計	766	766	766	766	0
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		766	766	766	766	766
	②－①		10	1	16	55	93

▼2号認定の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	1,090	1,042	1,022	975	961

※令和6年度は見込み。

■3号認定（満3歳未満で保護者の就労等により、家庭での保育が困難なこども）

【0歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			12	11	11	11	11
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	市内（保育所等）	53	53	53	53	53
		市外（保育所等）	0	0	0	0	0
		計	53	53	53	53	53
	地域型保育	小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		53	53	53	53	53
②－①			41	42	42	42	42

▼3号認定（0歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	10	18	7	10	10

※令和6年度は見込み。

【1歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			76	88	87	84	82
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	市内（保育所等）	116	116	116	116	116
		市外（保育所等）	0	0	0	0	0
		計	116	116	116	116	116
	地域型保育	小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		116	116	116	116	116
②－①			40	28	29	32	34

▼3号認定（1歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	113	118	115	123	101

※令和6年度は見込み。

【2歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）			178	134	156	153	149
②確保の内容	特定教育・保育施設	市内（保育所等）	202	202	202	202	202
		市外（保育所等）	0	0	0	0	0
		計	202	202	202	202	202
	地域型保育	小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		202	202	202	202	202
②－①			24	68	46	49	53

▼3号認定（2歳児）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	184	162	161	159	181

※令和6年度は見込み。

▼ 3歳未満のこどもに係る保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児（％）	19.0	19.4	19.9	20.4	20.7
1歳児（％）	44.8	38.5	39.3	40.4	41.4
2歳児（％）	57.5	76.2	65.8	67.1	68.9
0～2歳児（％）	41.7	44.2	42.7	43.8	44.8

※保育利用率：利用定員数（確保の内容の合計）÷子どもの推計人口。

【今後の方向性】

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

園児数の推移を勘案し、ニーズに沿った施設の整備及び保育士等の確保に取り組めます。

（２）子育てのための施設等利用給付

【事業の概要】

新制度に移行していない幼稚園（子ども・子育て支援給付に移行していない従前の幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等を利用した場合、利用料の一定額までを給付する事業です。

子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、子どものための教育・保育給付の利用と同様に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は3つの区分となっており、認定に応じて施設や事業等の利用先が異なります。

▼認定区分

支給認定区分		対象となるこども	利用できる主な施設・事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前こどもであって、新2号認定こども・新3号認定こども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前こどもであって、保護者の就労や疾病等により、家庭での保育が困難なもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前こどもであって、保護者の就労や疾病等により、家庭での保育が困難なこどもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(3) 乳児等のための支援給付

【事業の概要】

乳児等のための支援給付については、令和8年度から開始される新たな給付で、現在のところ乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施が予定されています。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、未就園のこどもを対象に、認定こども園や保育所等の施設で、月10時間までの預かり及び保護者への子育てに関する相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳 (延べ人数 (人月))	①量の見込み	30	30	30	30
	②確保の内容	40	40	40	40
	②－①	10	10	10	10
1歳 (延べ人数 (人月))	①量の見込み	23	23	23	23
	②確保の内容	40	40	40	40
	②－①	17	17	17	17
2歳 (延べ人数 (人月))	①量の見込み	5	5	5	5
	②確保の内容	40	40	40	40
	②－①	35	35	35	35

【今後の方向性】

市内保育所・認定こども園等と連携しながら、ニーズに沿った提供体制の整備及び保育士等の確保に取り組むとともに、市内保育所・認定こども園等と乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における教育・保育の円滑な連携・接続に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 利用者支援事業

【事業の概要】

こどもやその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

妊婦等包括相談支援型は、妊婦等との面談等により、妊婦等の心身の状況や環境の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他必要な支援を行う事業です。

事業形態
・基本型（独立した事業として行われている形態） ・特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態） ・こども家庭センター型（母子保健及び児童福祉双方の一体的な運営において行われる形態） ・妊婦等包括相談支援型（妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行う形態）

【現状】

令和6年4月から「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を開設しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保の内容（妊婦等包括相談支援型）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
妊娠届出数	279	273	266	260	256
1組あたりの面談回数（回）	3	3	3	3	3
面談実施合計回数（回）	837	819	798	780	768
②確保の内容					
面談延べ回数（回）	837	819	798	780	768
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も「こども家庭センター」の周知、利用促進を図るとともに、令和7年からは現状行っている「子育て支援・相談事業」を利用者支援事業の基本型として位置づけ、こどもやその保護者への包括的支援を進めます。

妊婦等包括相談支援型では、妊娠期から妊婦やその配偶者等に寄り添い、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援の推進に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

地域子育て支援拠点事業の実施施設が市内で5か所あり、誰でも気軽に利用できるよう、多様な催しを各施設で開催しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人）	1,805	1,781	2,101	2,271	-
実施か所数	5	5	5	5	5

※月あたり延べ人数。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
延べ人数（人）	2,146	2,132	2,322	2,387	2,456
実施か所数	5	5	5	5	5
②確保の内容	2,146	2,132	2,322	2,387	2,456
②－①	0	0	0	0	0

※月あたり延べ人数。

【今後の方向性】

今後も市内5か所の子育て支援センターで、親子で安心して遊べる場、親子同士の交流の場、地域の人とふれあう場を提供するとともに、子育てについての相談や情報提供を行い、必要に応じて他機関へつなぐ等子育て家庭への支援の充実を図ります。

(3) 妊婦健康診査事業

【事業の概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康の保持増進及び異常の早期発見を目的として、すべての妊婦が妊娠中に必要な妊婦健康診査が受診できるよう支援する事業です。

【現状】

県内各医療機関等、指定の医療機関で利用できる妊婦健診受診票を交付し、経済的負担が少なく妊娠中に必要な検査等が受診できる体制となっています。里帰り等で指定外の医療機関で受診した場合でも、申請により助成金を受け取ることができ、安心して医療的管理の下、妊娠期間を過ごすことができるようになっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ妊婦健診回数	3,197	3,905	3,450	2,977	—

【量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 受診対象者数(人)	279	273	266	260	256
延べ妊婦健診回数	3,906	3,822	3,724	3,640	3,584

※妊婦の全数を量の見込みとするため、確保の内容は不要としています。

※妊婦1人あたり、妊娠中に14回の健康診査を見込んでいます。

【今後の方向性】

今後も、妊婦健診の定期的な受診の必要性について妊娠届出時や母子手帳アプリ等で周知を図ります。また、引き続き医療機関と連携をとりながら、ハイリスク妊婦に対応していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

保健師、助産師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する悩みや不安の相談に応じます。母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげる等子育てを支援します。

【現状】

乳児家庭全戸訪問事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人）	289	285	290	258	-

【量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 延べ人数（人）	279	273	266	260	256

※出生児童の全数を量の見込みとするため、確保の内容は不要としています。

【今後の方向性】

少子化、核家族化が進む中、こどもの成長発達とそれを促すための適切な生活環境を整えることができる保護者の育成と、子育ての不安解消を目的に必要な支援や助言を行う全戸訪問を継続して実施します。

(5) 養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を家庭相談員が訪問し、保護者の育児、家事等の支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。

【現状】

近年、保護者の養育力の低下や精神疾患等の理由で、育児や家事等に不安を抱える家庭が増えています。養育能力を向上させるため、養育上の諸問題の解決や軽減を図り、家庭において安定した養育が可能になるような支援が必要です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ件数（人）	79	102	124	270	-

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延べ件数（人）	270	270	270	270	270
②確保の内容 延べ件数（人）	270	270	270	270	270
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も、こどもの自立を保護する観点から、児童相談所と連絡を密にするとともに、要保護児童対策地域協議会との連携も図りながら、様々なケースに対応できるように取り組んでいきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業の概要】

保護者の疾病、仕事、育児疲れ等の理由により家庭において一時的に養育ができないとき、児童養護施設等で一定期間、児童の預かりを行う事業です。

【現状】

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を行う児童福祉施設は市内にありませんが、県内の施設と委託契約を行い、事業を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人）	3	14	0	43	-

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延べ人数（人）	30	30	30	30	30
②確保の内容 延べ人数（人）	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、個々のケースの状況をみながら、必要なサービス提供を実施します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の概要】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。

【現状】

本市では特定非営利活動法人に委託して事業を実施しています。令和5年度の依頼会員は329名、提供会員は90名、両方会員は14名となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人）	383	349	559	811	-
実施か所数	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延べ人数（人）	786	798	807	818	823
②確保の内容 延べ人数（人）	786	798	807	818	823
実施か所数	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も制度を広く周知し、事業の円滑な利用に向けて会員登録を促すとともに、安心して利用できるよう提供会員確保のための取り組みや、サポート体制の充実に努めます。

またファミリー・サポート・センターにおける病後児の預かりについて、検討を進めます。

(8) 一時預かり事業

①未就園児を対象とした一時預かり事業

【事業の概要】

保護者の通院や用事等の理由で家庭での保育ができない場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、一時的に預かる事業です。

【現状】

保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍していない児童が対象です。本市では保育所または認定こども園が通常保育の児童で定員を満たしている場合は、利用できません。市内では13施設が事業を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人）	147	62	220	186	556
実施か所数	13	13	13	13	13

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
延べ人数（人）	450	425	400	375	350
②確保の内容					
延べ人数（人）	450	425	400	375	350
実施か所数	13	13	13	13	13
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現状は一時預かり事業余裕活用型ですが、今後は一時預かり事業一般型の整備に向けて検討していきます。

② 1号認定の在園児を対象とした預かり保育

【事業の概要】

幼稚園や認定こども園の1号認定の在園児が、教育時間の前後または長期休業日等に一時的に保育が困難な場合、教育時間を超えて幼稚園や認定こども園で預かり、必要な保育を行う事業です。

【現状】

令和6年度までは、市外の幼稚園や認定こども園に在園している児童の利用のみでしたが、令和7年度から市内保育所が認定こども園に移行することもあり、今後は本事業の利用が一定数見込まれます。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延べ人数（人）	5,565	5,972	5,918	5,619	5,320
②確保の内容 延べ人数（人）	5,972	5,972	5,972	5,972	5,972
実施か所数	11	11	11	11	11
②－①	407	0	54	353	652

【今後の方向性】

1号認定児童の保護者からのニーズに対応していきます。

(9) 延長保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間以外に、認定こども園・保育所、地域型保育事業等において保育を実施する事業です。

【現状】

勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（11 時間保育）を超えて保育が必要な世帯を対象に、市内私立保育所または認定こども園の2 か所で早朝・延長保育を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数（人）	32	27	25	29	-
実施か所数	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 実人数（人）	28	28	29	29	28
②確保の内容 実人数（人）	32	32	32	32	32
実施か所数	2	2	2	2	2
②－①	4	4	3	3	4

【今後の方向性】

今後も、延長保育ニーズに即したサービスの提供に努めます。

(10) 病児保育事業

【事業の概要】

仕事等で保護者が保育をできず、保育所や小学校等にも通うことができない「病気中のこども（病児）」や「病気回復期にあつて、集団保育が困難なこども（病後児）」を保育施設等で保育士・看護師が一時預かりする事業です。

【現状】

本市では、桑名市との広域協定事業として、桑名市内の医療機関（2か所）で病児・病後児保育事業を実施しています。利用者は少ない状況にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人）	0	3	2	8	-
実施か所数	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 実人数（人）	10	10	10	10	10
②確保の内容 実人数（人）	40	40	40	40	40
施設数	2	2	2	2	2
②－①	30	30	30	30	30

【今後の方向性】

今後も、保護者が安心して利用できるよう、制度の周知に努めます。また、市内で病児保育ができる施設のニーズの把握に努め、設置について検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、支援員の活動支援の下で遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【現状】

本市では放課後児童クラブ運営委員会や放課後児童クラブ支援員が中心となり、平日の授業終了後や、夏休み等の長期休暇日に施設等を利用して、適切な遊び場や、生活の場を提供しています。近年、放課後児童クラブの利用者が増加傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数（人）	311	318	332	360	369
低学年	243	242	249	272	270
高学年	68	76	83	88	99
実施か所数	12	12	13	13	13

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 実人数（人）	350	350	350	350	350
②確保の内容 実人数（人）	501	509	509	509	509
実施か所数	12	12	12	12	12
②－①	151	159	159	159	159

【今後の方向性】

老朽化が進む放課後児童クラブ施設の修繕等の支援を行います。また、児童数の増加している校区において、ニーズに応じた適正な受け入れ体制が確保できるよう努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯等を対象に、副食費の一部を補助します。

【現状・確保の内容・今後の方向性】

本市では、現在、本事業を実施していませんが、ニーズの把握に努め、関係機関と連携しながら実施について検討していきます。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

【事業の概要】

子育て世帯訪問支援事業は、家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援員を派遣し、家事や子育て等の支援を行う事業です。

【現状・確保の内容・今後の方向性】

本市では、子育てサポーター訪問支援事業の一部において、当事業を包括し実施しています。

包括した支援として実施しながら、ニーズや必要性を踏まえ、単独事業で実施する必要があるか、検討していきます。

(14) 児童育成支援拠点事業

【事業の概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、居場所となる拠点の開設、児童の生活の場の提供及び児童や家庭の相談等を行う事業です。

【現状・確保の内容・今後の方向性】

本市では、現在、本事業を実施していませんが、ニーズの把握に努め、関係機関と連携しながら実施について検討していきます。

(15) 親子関係形成支援事業

【事業の概要】

親子関係形成支援事業は、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等にグループワークやペアレントトレーニング等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を提供する事業です。

【現状・確保の内容・今後の方向性】

障がい児家庭支援事業において、情報提供や保護者相談は実施していますが、グループワークやペアレントトレーニングの実施がないため、当事業としては該当しません。今後、ニーズの把握に努め、事業内容について検討していきます。

(16) 産後ケア事業

【事業の概要】

産後ケア事業は、本市と契約している医療機関で、母子同室で助産師や保健師、看護師等の専門スタッフから、「からだ」と「こころ」、「育児」のサポートを受けることができる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延べ人数（人）	242	242	242	242	242
②確保の内容 延べ人数（人）	242	242	242	242	242
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

医療機関等と連携し、希望する産婦が利用できるよう周知を図るとともに、産後の心身の疲れ、育児不安等の軽減が図れるよう支援の充実を図ります。

4 母子保健計画の目標

	項目	実績値	目標値
		R5	R11
1	妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの提供実施率	99.6%	100%
2	赤ちゃん訪問実施率	97.4%	100%
3	赤ちゃん訪問未実施者フォロー率	100.0%	100%
4	産婦訪問（EPDS含む）実施率	97.4%	100%
5	EPDSにて9点以上の産婦へのフォロー率	100.0%	100%
6	4か月健診受診率	95.1%	100%
7	10か月健診受診率	90.2%	100%
8	1歳6か月児健診受診率	98.1%	100%
9	3歳児健診受診率	98.5%	100%
10	SIDSについて知っている割合	83.3%	100%
11	浴室のドアに、こどもが1人で開けることのできないような工夫がしてある割合	55.2%	66%
12	1歳6か月児で仕上げ磨きをする親の割合	66.5%	80%
13	むし歯のない1歳6か月児の割合	99.4%	100%
14	むし歯のない3歳児の割合	94.1%	100%
15	妊婦の非喫煙率	99.2%	100%
16	かかりつけ医をもつ割合	91.1%	100%
17	かかりつけ歯科医をもつ割合	69.1%	83%
18	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか。	88.1%	100%
19	この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。	92.8%	100%
20	お母さんはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか。	78.6%	94%

資料編



※ここに資料編として、策定経過等を挿入します。